

栃木県  
災害時保健医療福祉  
活動マニュアル

令和 2 (2020) 年 4 月作成  
令和 3 (2021) 年 3 月改訂  
令和 5 (2023) 年 3 月改訂  
令和 6 (2024) 年 4 月改訂

# 目 次

## 序章

1	マニュアル作成の趣旨	1
2	マニュアルの目的	1
3	マニュアルの位置づけ	2
4	マニュアルの構成	2
5	被害想定	2
6	対象期間	3
7	栃木県保健福祉部大規模災害発生時の体制	4

## 第1章 保健医療福祉調整本部の活動

1	はじめに	5
(1)	保健医療福祉調整本部の位置づけ	5
(2)	保健医療福祉調整本部設置基準	5
(3)	所掌事務	5
(4)	設置場所	5
(5)	組織・体制	7
(6)	設置フロー	9
2	被災情報の収集と共有	11
3	対象期間別活動内容	12
(1)	初動期 救出救命期	12
(2)	初動期 避難救助期	13
(3)	応急対策期	14
(4)	復旧・復興期	14
4	保健医療福祉調整本部会議	15
(1)	初動会議	15
(2)	班長会議	15
(3)	保健医療福祉活動チーム対策会議	15
(4)	保健医療福祉活動チーム連絡会議	15
5	保健医療福祉調整本部各班の業務	16
6	受援・応援体制	18
(1)	保健福祉部内受援・応援体制	18
(2)	保健医療福祉活動チーム等の受援・応援体制	18
7	保健医療福祉調整本部活動タイムライン	20
8	保健医療福祉活動チームの例	23

## 第2章 医療救護活動

1	組織・体制	24
(1)	栃木県の災害医療体制	24
ア	全体図	24
イ	発災（震度6弱以上）直後の活動体制	25
ウ	災害時緊急連絡体制図	26
エ	栃木県災害医療体制圏域図	27
(2)	県の組織と初動体制	28
ア	県保健医療福祉調整本部	28
イ	災害医療コーディネーターチーム	29
ウ	DMA T調整班（DMA T県調整本部）	30
エ	総合調整班	34
オ	災害医療コーディネーター	35
カ	医療圏別保健医療福祉調整本部	38
(3)	市町の役割等	42
ア	救護所の設置・運営	42
イ	情報収集・提供体制	42
ウ	支援要請	42
(4)	関係機関の役割等	43
ア	災害拠点病院（DMA T指定医療機関）	43
イ	ドクターヘリ基地病院	44
ウ	医療機関	44
エ	医療関係団体	44
2	情報収集と伝達	48
(1)	災害時の情報伝達手段の確保	48
(2)	情報収集・伝達体制	48
(3)	県民への情報提供	48
3	救護所の設置	49
(1)	主な役割	49
(2)	設置基準	49
(3)	設置場所	49
(4)	初動	49
(5)	設置の報告	50
(6)	設置の広報	50
4	DMA T・医療救護班・ドクターヘリの活動	51
(1)	DMA T（災害派遣医療チーム）の編成	51
(2)	DMA Tの活動内容	51
(3)	医療救護班の活動内容	51
(4)	ドクターヘリの活動内容	52

5	傷病者の搬送	53
(1)	傷病者の搬送調整	53
(2)	地域医療搬送（域内搬送）	53
ア	消防機関等による搬送	53
イ	航空機による搬送	53
(3)	広域医療搬送（域外搬送）	54
ア	広域医療搬送の決定及び航空機の調整	54
イ	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営	54
6	医薬品、医療機器類（衛生材料含む）の供給体制	55
7	宇都宮市との連携	56
(1)	情報の共有及び連絡体制	56
ア	災害時の情報伝達手段の確保	56
イ	情報共有・提供体制	56
(2)	地域災害医療コーディネーターの活動	56
(3)	DMA T・医療救護班・ドクターヘリ等の派遣	57
(4)	傷病者の搬送	57
8	平時の取組	58
(1)	関係機関による検討体制	58
(2)	訓練・研修、人材育成	58
(3)	災害時医療救護活動のための体制整備	58
ア	県（広域健康福祉センター）	58
イ	市町	59
ウ	医療機関	59
エ	災害拠点病院（DMA T指定医療機関）	59
オ	医療関係団体	59

### 第3章 医療圏別保健医療福祉調整本部の活動

1	はじめに	60
(1)	本章の位置付け	60
(2)	医療圏別保健医療福祉調整本部設置基準	60
(3)	所掌事務	60
(4)	設置場所	61
(5)	組織・体制	61
2	健康福祉センターにおける災害対応等	62
(1)	各班の平常時業務における基本的対応事項	62
(2)	災害発生時における基本的な班編制	65
(3)	各配備区分における健康福祉センターの対応事項	66
(4)	災害時連絡員	68

(5) 災害発生時における待機・解除	69
ア 勤務時間中の対応	69
イ 勤務時間外（休日・夜間）の対応	69
(6) 休日等勤務時間外における人員体制	70
ア 注意体制	70
イ 警戒体制	71
イ 非常配備体制	72
3 管轄地域外での活動	73
(1) 県内管轄地域外における活動	73
4 災害時の時系区分における各班の対応事項	74
(1) 初動体制の整備から班編成まで	74
(2) 総合調整班	75
(3) 総務班	77
(4) 医療救護支援班	78
(5) 保健福祉活動班	79
(6) 感染症対策・生活衛生班	81
ア 感染症対策	81
イ 生活衛生対策	83
5 被害情報等の報告・共有	85
(1) 情報収集	85
(2) 報告手段	85
(別表)健康福祉センターの被害状況把握・収集の対象となる医療機関、市町等の施設	86
(別記)健康福祉センターの庁舎被害・職員参集・通信手段状況の報告方法について	87
6 様式集	
様式1号 庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書	88
様式2-1号 施設被害状況報告作業シート【健康福祉センター用】	89
様式2-2号 施設被害状況報告作業シート【高齢対策課用】	90
様式2-3号 施設被害状況報告作業シート【障害福祉課用】	91
様式2-4号 施設被害状況報告作業シート【こども政策課・人権・青少年男女参画課用】	92
様式3号 避難所及び救護所状況報告書	93
様式4号 各健康福祉センター・本庁各課における災害時連絡員の報告について	94

## 別冊 参考資料

- 1 栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱【第1章関係】
- 2 栃木県統括 DHEAT の任命に関する要綱【第1章関係】
- 3 栃木県災害医療コーディネーター設置要綱【第2章関係】
- 4 栃木県災害医療コーディネーター名簿【第2章関係】
- 5 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会運営規程【第2章関係】
- 6 栃木県DMAT運営要綱【第2章関係】
- 7 栃木県DMAT運用計画【第2章関係】
- 8 栃木県DMAT派遣に関する協定書【第2章関係】
- 9 栃木県と医療関係団体との災害時の医療救護に関する協定書【第2章関係】
- 10 平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」【第2章関係】
- 11 平成25年9月4日付け厚生労働省医政局指導課長通知「病院におけるBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアルについて」【第2章関係】
- 12 備蓄医薬品・医療機器類（衛生材料含む）の供給体制【第2章関係】
- 13 災害時における在宅人工呼吸器装置難病患者支援マニュアル（抜粋）「災害発生時における関係機関対応図（災害発生直後～24時間）」「栃木県神経難病医療ネットワーク推進事業について」【第2章関係】
- 14 災害時透析医療ガイドライン（抜粋）「透析患者の災害時透析医療情報連絡の流れ」「栃木県透析医会の災害時の対応」（25年1月現在）【第2章関係】
- 15 休日等勤務時間外における人員体制について【第3章関係】
- 16 県内の災害発生時における県職員の参集基準【第3章関係】
- 17 被害情報等照会・報告の流れ【第3章関係】

# 序 章

## 1 マニュアル作成の趣旨

本県では、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模災害時における迅速かつ的確な医療提供体制を確保するため、医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制を整備する必要があることから、これまでに災害医療本部等の設置、災害医療コーディネーターの委嘱、栃木県医師会を始めとする医療関係団体との医療救護活動に関する協定を締結するなど体制整備を進め、大規模災害発生時における人的被害を想定した「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を制定し対応してきた。

しかしながら、その後発生した平成 28 年熊本地震における対応において、医療チームや保健師チーム等の保健医療活動チームの情報共有に関する課題が指摘され、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について、保健医療調整本部を設置するよう厚生労働省 5 部局等から通知が出され、本県においても、通知に基づき「栃木県保健医療調整本部設置要綱（平成 31 年 3 月 22 日施行）」を制定したところである。これに伴い、「栃木県災害医療本部設置要綱（平成 24 年 8 月 1 日施行）」を廃止した。

本マニュアルは、大規模災害時に速やかに保健医療調整本部を設置するとともに、保健医療福祉に係る活動チームの派遣調整、情報の収集及び分析等の総合調整が迅速に行うことができるよう、これまでの医療体制に保健・福祉体制を加えその運用について示すものとして、令和 2（2020）年 4 月に作成した。

その後、厚生労働省から「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制整備について」（令和 4 年 7 月 22 日付け）が発出され、「保健医療福祉調整本部」が位置づけられたことから、本県においても、令和 5（2023）年 3 月に栃木県保健医療調整本部設置要綱を廃止し、栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱を制定するとともに、「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を本マニュアルの第 2 章「医療救護活動」に位置づけるなどの改訂を行った。

また、令和 4 年 3 月に改正された「災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）活動要領」には、「今後、災害発生時には、都道府県庁の保健医療調整本部に必ず統括 D H E A T を配置していただく予定である」と記載され、さらに、令和 5 年 3 月の再改正では、新たに統括 D H E A T の役割が明確化された。これらのことを踏まえ、栃木県保健医療調整本部設置要綱を改正し、栃木県保健医療福祉調整本部内に栃木県統括 D H E A T（以下「統括 D H E A T」という。）を新たに位置づけるとともに、本マニュアルを改訂し、災害発生時における保健医療福祉調整本部内における統括 D H E A T の役割や業務内容等について明記した。

## 2 マニュアルの目的

本マニュアルは、「栃木県地域防災計画」に定める保健医療体制の整備や医療救護及び保健衛生福祉活動等のうち、保健福祉部が実施すべき具体的な行動内容を示し、災害時において、関係機関が相互に連携し、迅速かつ的確な保健・医療・福祉活動を実施することを目的とする。

※ 統括 D H E A T とは、都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの（公衆衛生医師等）をいう。

### 3 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱及び栃木県災害時応急活動マニュアルに基づき、保健福祉部に設置する保健医療福祉調整本部及び医療圏別保健医療福祉調整本部が実施する災害時応急対策について示すものとして位置づける。

### 4 マニュアルの構成

章	項目	主な内容
第1章	保健医療福祉調整本部の活動	保健医療福祉調整本部の設置及び役割、活動体制について
第2章	医療救護活動	災害医療コーディネートチーム等医療関係者との連携体制について（「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を改訂）
第3章	医療圏別保健医療福祉調整本部の活動	医療圏域別保健医療福祉調整本部の設置・活動内容及び未設置時の健康福祉センターの活動について（「健康福祉センター災害時活動マニュアル」を改訂）

### 5 被害想定

本マニュアルは、主に、県の災害対策本部が設置されるような地震・風水害等の大規模な災害を想定して作成している。

#### 【参考】

- ※災害対策本部は、次に掲げる時に設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害時応急対策が概ね完了したときに解散する
- ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
  - ・県内に特別警報が発表されたとき
  - ・県内で最大風速40m/sを観測したとき
  - ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき
  - ・災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき

【栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱 第2条】

なお、県内において災害が発生又は発生するおそれがある場合、体制区分配備基準は下記のとおりとする。

#### 【震災】

体制等	災害の態様（震度）
注意体制	小規模な災害が発生した場合 （震度4以下の地震により人的・住家被害が発生した場合）
警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合 （震度5弱強の地震が発生した場合）
第2非常配備	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 （県内で震度6弱以上の地震が発生した場合）

※震災対応においては、震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に第2非常配備（全庁による体制）をとることになるため、第1非常配備（応急業務を担当する本部の部班、支部の班における所要の人員による体制）をとることはない。

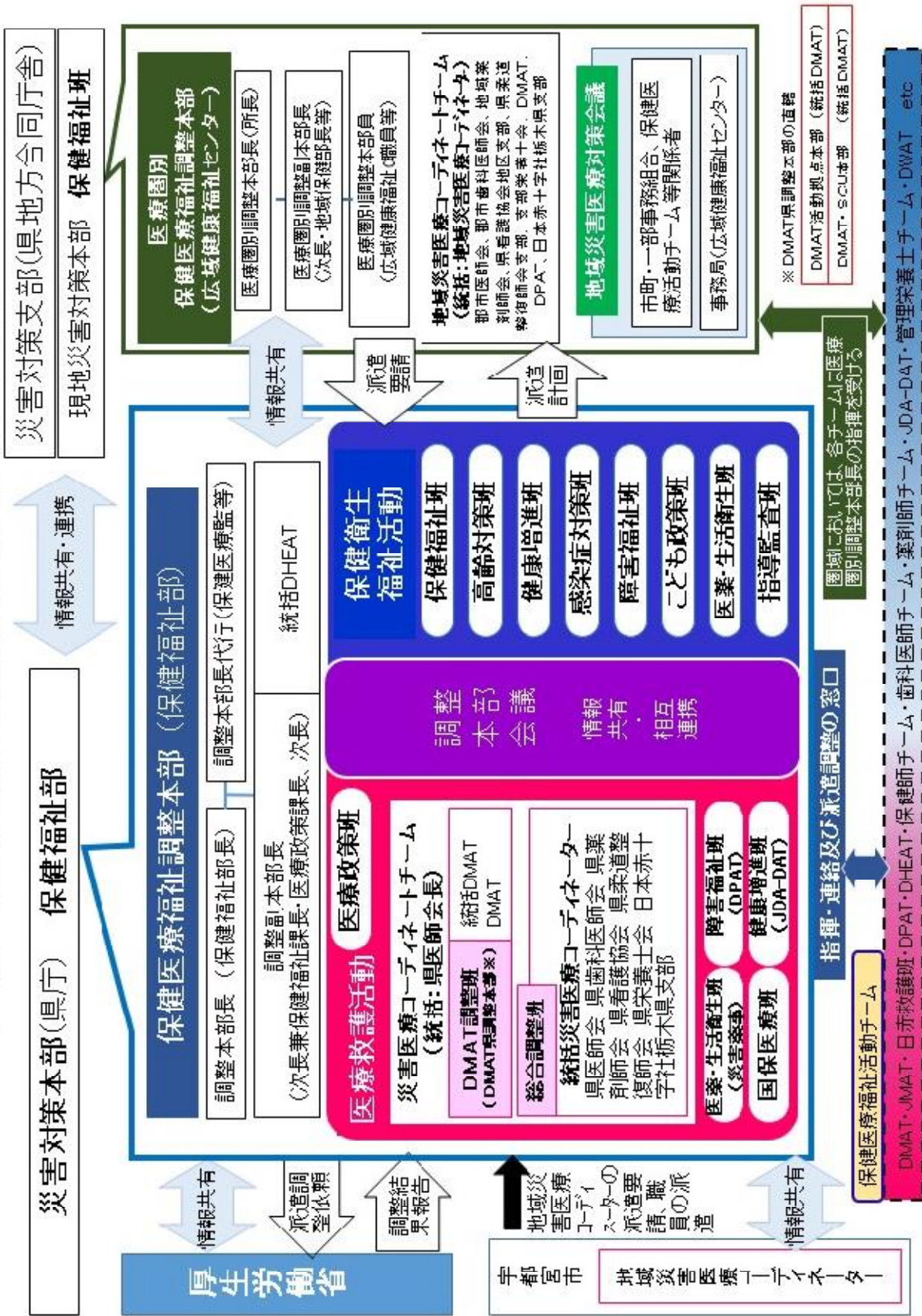
【風水雪】

体制等	災害の態様
注意体制	災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合
第1警戒体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)
第2警戒体制 ※水害時のみ 設置	大規模な災害の発生が予見される場合
第1非常配備	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
第2非常配備	①県内に特別警報が発表された場合 ②県内で最大風速40m/sを観測したとき ③災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合

6 対象期間

区分		想定期間	状況	
フェーズ0	初動期	救出救命期	発災～6時間	建物の倒壊や火災又は洪水等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
フェーズ1		避難救助期	6時間～72時間	救助された傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶しており、十分な救援が受けられない状況
フェーズ2	応急対策期	亜急性期 前期	72時間～7日	被害状況が概ね把握でき、ライフライン等の復旧も始まり、人的・物的支援が受け入れられる状況 (避難所対策が中心の期間)
フェーズ3		亜急性期 後期	8日～14日	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧し、再開していく状況 (災害救助法適用期間)
フェーズ4	復旧・復興期	慢性期	2週間以降	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況

# 7 栃木県保健福祉部大規模災害発生時の体制



# 第 1 章 保健医療福祉調整本部の活動

## 1 はじめに

### (1) 保健医療福祉調整本部の位置づけ

栃木県保健医療福祉調整本部（以下、「調整本部」という。）は、栃木県災害対策本部保健福祉部として位置付ける。

### (2) 保健医療福祉調整本部設置基準

栃木県災害対策本部条例（昭和 37 年栃木県条例第 44 号）に規定する栃木県災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認める場合は、保健福祉部に調整本部を設置する。【設置要綱第 2 条】

#### 【保健福祉部長が必要と認める場合の例】

- ア 県内において震度 5 弱・5 強の地震で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- イ 県内において警戒レベル 4 以上で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 県内において噴火警戒レベル 4 以上で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- エ 県内において武力攻撃事態等が発生し、相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- オ その他、相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき

### (3) 所掌事務

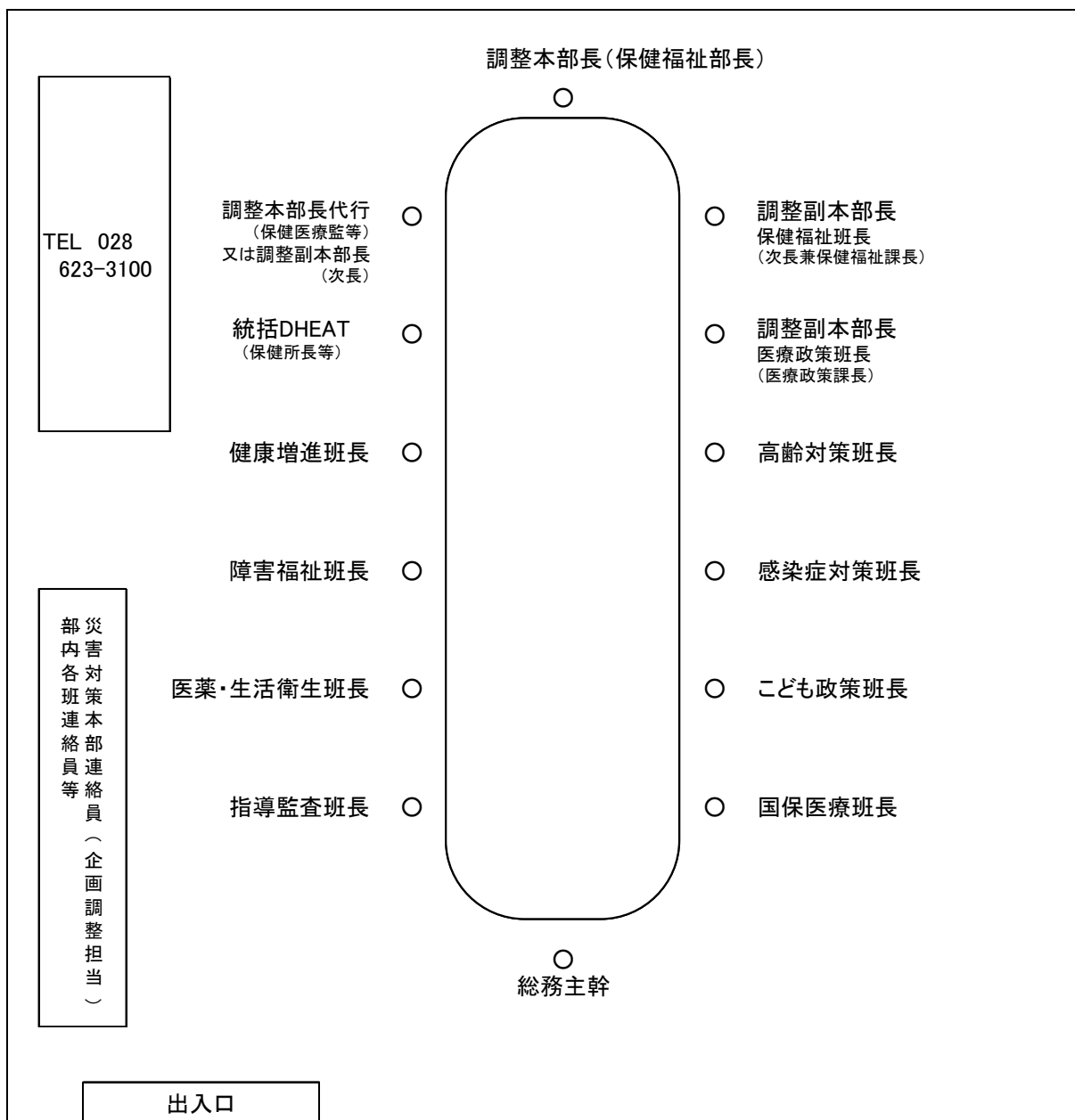
調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- ア 災害時の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- イ 災害及び被害状況等に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- ウ 都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請に関すること。
- エ 県内で活動を行う保健医療福祉活動チーム等に対する指揮、連絡及び被災圏域への派遣調整に関すること。
- オ その他、保健医療福祉調整本部長（以下、「調整本部長」という。）が必要と認める業務に関すること。

### (4) 設置場所

- ・調整本部：東館 4 階講堂
- ・調整本部各会議開催場所：保健福祉部長室（部長室が使用できない場合は部内会議室等）

<調整本部班長会議レイアウト>



【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

## (5) 組織・体制

調整本部は、保健医療福祉調整本部長（以下、「調整本部長」という。）、保健医療福祉調整本部長代行（以下、「調整本部長代行」という。）、保健医療福祉調整本部副本部長（以下、「調整副本部長」という。）、統括D H E A T及び保健医療福祉調整本部員（以下、「調整本部員」という。）を持って構成する。調整本部長には保健福祉部長を、調整本部長代行には保健医療監又はその相当の職にある者を、調整副本部長には次長兼保健福祉課長及び医療政策課長、保健福祉部次長を、調整本部員には保健福祉部内各課（以下、「各班」という。）から必要な職員をもって充てる。

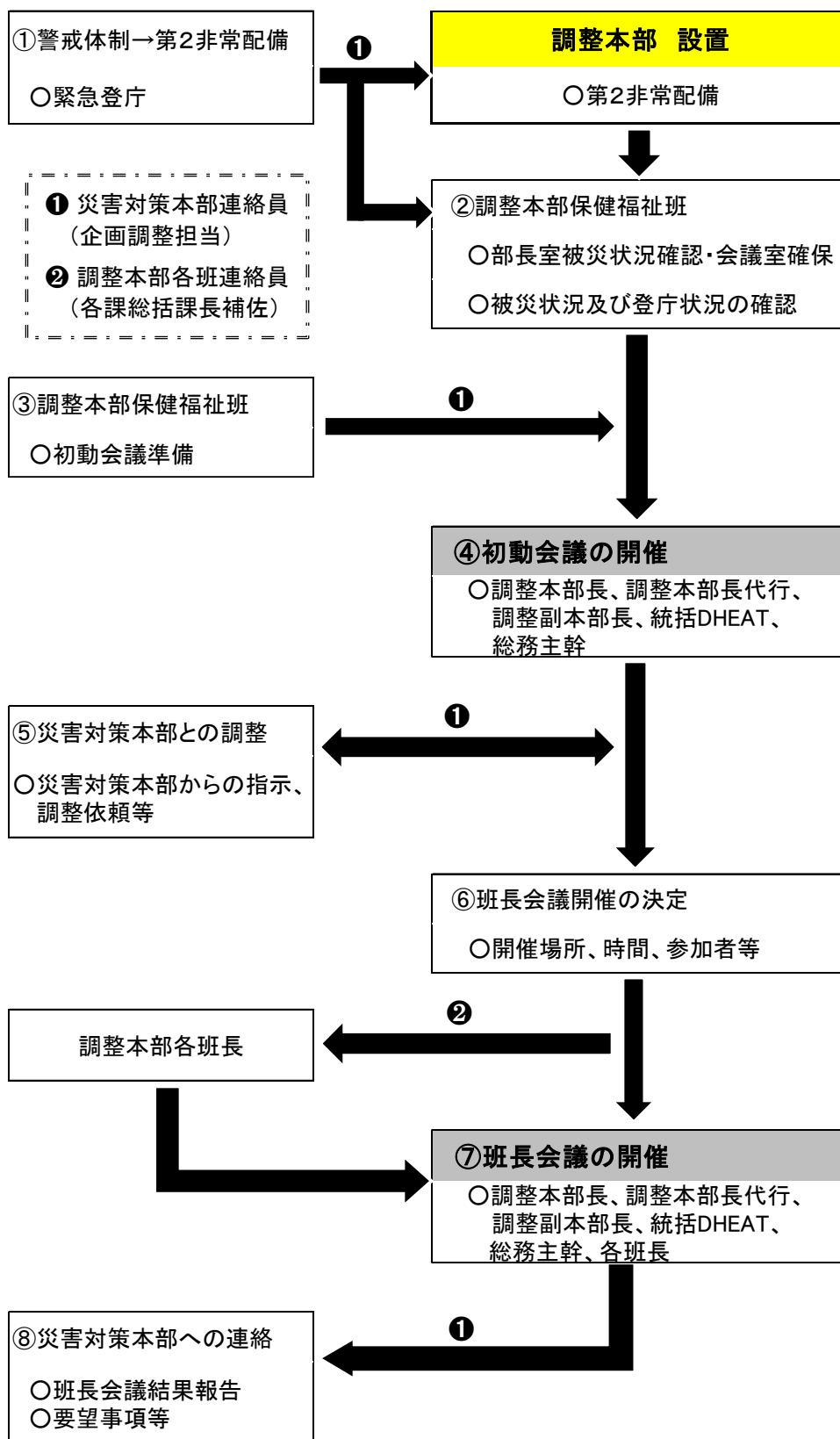
統括D H E A Tは、保健所長会の意見を踏まえ保健福祉部長が任命した者（保健所長等）とする。なお、統括D H E A Tに任命された保健所長の管轄地域で災害が発生した場合等は、保健福祉部長が被災地外を管轄する保健所長等から統括D H E A Tの代理者を任命することができる。



【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

(6) 設置フロー

<災害対策本部設置との関係>



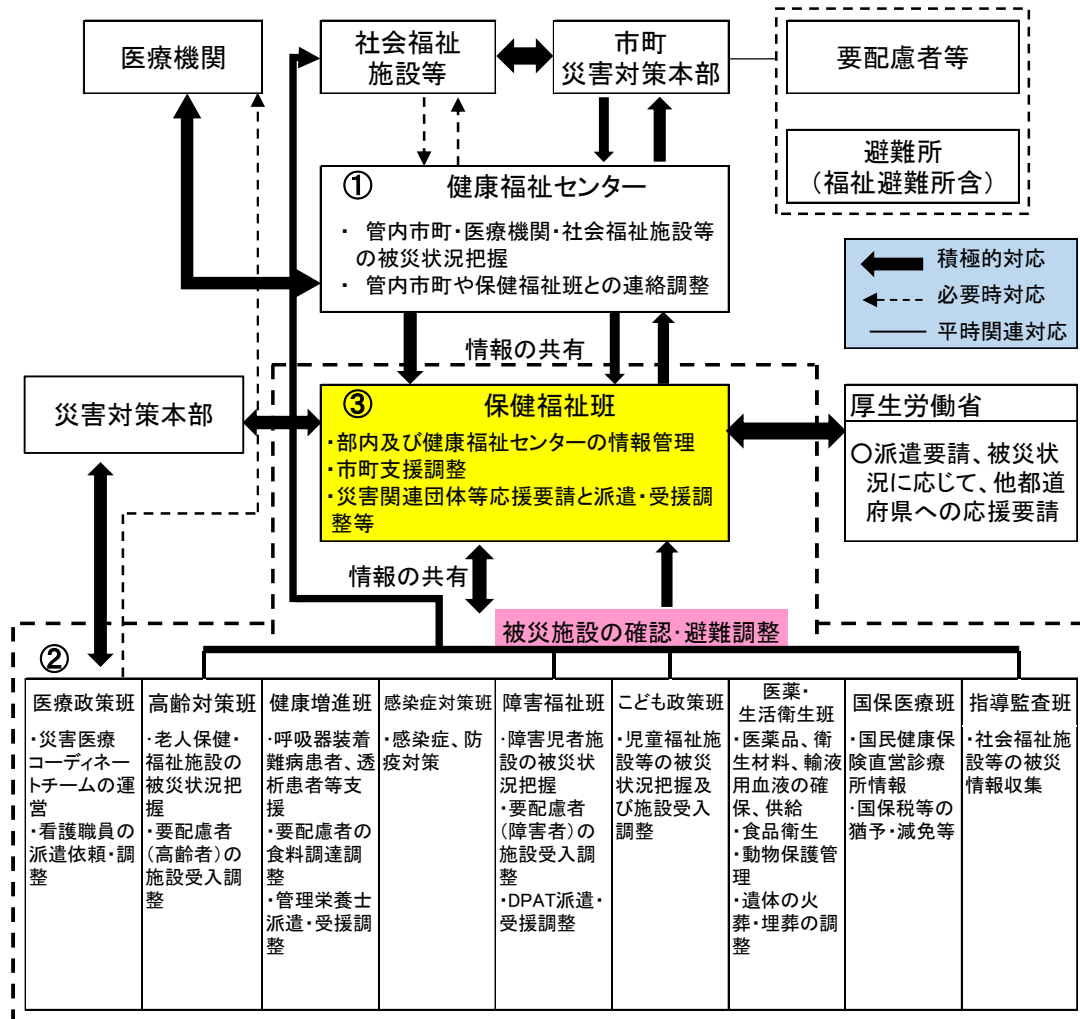
【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

番号	業 務 内 容
①	震度6(弱)以上の場合は、第2非常配備となり、災害対策本部及び調整本部が設置される。配備基準は、「県内の災害発生時における県職員の参集基準」(別冊 参考資料16)を参照。
②	調整本部保健福祉班(企画調整・地域保健担当)は、保健福祉部長室の被災状況の確認及び保健福祉部長室が使用不可能の場合は、部内会議室を確保する。また、各班の情報担当から入手している被害状況及び登庁状況、災害対策本部からの指示、依頼事項を整理・取りまとめる。
③	調整本部初動会議(以下、「初動会議」という。)、調整本部班長会議(以下、「班長会議」という。)の開催の準備を行う。
④	<p>初動会議の開催</p> <p>開催決定者:総務主幹  開催場所:部長室  その他:P.13参照</p> <p>会議出席者:  調整本部長(保健福祉部長)、調整本部長代行(保健医療監等)、  調整副本部長(次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長)、  統括DHEAT(保健所長等)、総務主幹 等</p>
⑤	初動会議において班長会議の開催準備の指示が出た場合は、災害対策本部に班長会議を開催する際の指示、依頼事項を再確認する。また、部内各班から被害状況を収集するとともに班からの要望事項等を把握する。これらをまとめて調整本部長に報告する。
⑥	上記報告を受けた調整本部長は、班長会議の開催を決定する。班長会議の開催が決定された場合、速やかに各班長に通報する。
⑦	<p>班長会議の開催</p> <p>開催決定:初動会議  開催場所:部長室  進 行:総務主幹  その他:P.13参照</p> <p>会議出席者:  調整本部長(保健福祉部長)、調整本部長代行(保健医療監等)、  調整副本部長(次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長)、  統括DHEAT(保健所長等)、総務主幹、各班長 等</p>
⑧	班長会議の結果を災害対策本部へ報告する。

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

## 2 被災情報の収集と共有

各班及び各出先機関等の情報は、調整本部事務局に集約し、Ｏドライブに格納して部内で共有する。



番号	業務内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉センターは、センターの被災状況及び職員の登庁状況を調整本部事務局に報告する。</li> <li>健康福祉センターは、管内の被災情報の収集結果(第3章参照)を、調整本部事務局へ報告する。</li> <li>健康福祉センターが把握した要配慮者の健康状況を、調整本部事務局に報告する。</li> <li>管内市町や調整本部事務局との連絡調整を行う。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内各班は、調整本部事務局に職員を派遣し被災状況の収集・整理を行う。</li> <li>部内各班は、把握した被災施設の情報を調整本部事務局へ報告するとともに、健康福祉センターから調整本部事務局に報告があった被災情報も含め被災状況の収集・災害対策を行う。</li> <li>医療政策班は、調整本部事務局と連携して災害医療コーディネートチームの運営を行う。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整本部事務局は、被災情報や市町支援状況等を災害対策本部に報告するとともに、部内各班及び健康福祉センターに情報提供する。</li> <li>部内で共有する情報は、Ｏドライブに保存し周知する。</li> <li>調整本部事務局は、必要に応じて厚生労働省や部内各班が所管する各種団体等を通じて他都道府県に応援要請するとともに、部内各班や健康福祉センターと連携して応援派遣調整等を行う。</li> </ul>

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

### 3 対象期間別活動内容

#### (1) 初動期 救出救命期（大規模災害発生から概ね6時間）

災害時応急活動マニュアルに基づき登庁

- ・ 県内で震度5（弱、強）の地震が発生した場合、風水害においては災害が発生又は発生するおそれのある場合は警戒体制。
- ・ 風水害においては、被害の拡大に対応して、第1非常配備から第2非常配備へと順次移行。
- ・ 県内で震度6（弱）以上の地震が発生した場合、風水害は、特別警報が発表されたとき、最大風速40m/sを観測したときは、第2非常配備でBCP上必要な人数を配置。
- ・ 災害対策本部各班連絡員（各課総括補佐）は、登庁状況を災害対策本部連絡員（企画調整担当）に報告する。
- ・ 各班から派遣される職員は、調整本部員として業務に当たる。

#### 【業務内容】

##### ア 保健医療福祉調整本部長（保健福祉部長）

- (ア) 保健福祉部長は、調整本部設置について判断する。
- (イ) 調整本部を設置した場合は、指揮命令系統を明確にし、災害対策本部及び各健康福祉センターへ報告する。
- (ウ) 必要に応じて、医療圏別保健医療福祉調整本部（以下、「医療圏別調整本部」という。）の設置について指示する。  
（詳細は第3章で示す。）
- (エ) 調整本部長は、災害医療コーディネーターチームで活動する栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等の助言、判断を踏まえた災害医療対策を実施する。（詳細は第2章で示す。）

##### イ 保健医療福祉調整本部長代行（保健医療監又はその相当の職にある者）

- (ア) 必要に応じて本部長に代わり職務を代行する。
- (イ) 保健医療福祉活動チーム（P.21を参照）対策会議を開催する調整副本部長（医療政策課長）を補佐する。

##### ウ 保健医療福祉調整本部副本部長

（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、保健福祉部次長）

- (ア) 調整副本部長は、調整本部長及び調整本部長代りを補佐し、調整本部長及び調整本部長代行に事故あるときは、その職務を代理する。
- (イ) 調整副本部長（医療政策課長）は、災害医療コーディネーターチームと連携し、保健医療福祉活動チーム対策会議を開催する。

##### エ 統括DHEAT（保健所長等）

- (ア) 統括DHEATは、被災地域を管轄する健康福祉センター等と連携し、県内等の被災状況の把握・分析を行う。
- (イ) 調整本部の指揮調整業務を補佐し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の取りまとめや関係機関との調整の窓口機能等を担う。必要

に応じて、D H E A T事務局、D H E A Tに関する協議会等と連携する。

**オ 災害対策本部事務局員（保健福祉部総務主幹）**

- (ア) 災害対策本部からの情報を整理し、調整本部長及び調整副本部長等と職員の登庁及び調整本部設置について検討する。
- (イ) 職員の登庁について災害対策本部各班連絡員に指示する。
- (ウ) 初動会議や班長会議の開催について検討する。

**カ 災害対策本部連絡員（保健福祉課企画調整担当）**

- (ア) 保健福祉部長室の被災状況の確認及び各会議開催の準備（保健福祉部長室使用不可能の場合は、部内会議室を確保）を行う。
- (イ) 災害対策本部各班連絡員から職員の登庁と被災状況について報告を受け、状況を取りまとめる。
- (ウ) 班長会議の開催が決定された場合、速やかに各班長に通報する。
- (エ) 班長会議の結果を、災害対策本部に報告する。
- (オ) 保健福祉部内の連絡調整（災害対策本部連絡業務を含む）を行う。
- (カ) 災害対策本部の要請に基づき、災害対策本部支援グループに保健福祉部職員2人を派遣する。

**キ 保健医療福祉調整本部員**

- (ア) 調整本部員は、保健福祉班（地域保健担当）職員と各班から派遣される職員（以下、「各班本部員」という。）で構成し、調整本部事務局の役割を担う。
- (イ) 調整本部員は、各班や健康福祉センター等から被災状況の情報収集を行う。
- (ウ) 各班本部員は、各班に係る情報収集・整理・分析を行い、各班と情報共有し対策を講じるとともに、その結果を調整本部に報告する。
- (エ) 調整本部員は、クロノロジーを記載し、時系列に状況を整理する。
- (オ) 調整本部員は、調整本部の情報を、保健福祉部Oドライブで管理し、部内各班及び出先機関と共有する。
- (カ) 調整本部員は、被災状況を把握し、必要に応じて応援派遣要請の準備を行う。

**(2) 初動期 避難救助期（発災6時間から概ね72時間）**

栃木県業務継続計画に基づき、非常時優先業務を行う。

**【業務内容】**

**ア 保健医療福祉調整本部長（保健福祉部長）**

初動期 救出救命期業務を継続する。

**イ 保健医療福祉調整本部長代行（保健医療監）**

初動期 救出救命期業務を継続する。

**ウ 保健医療福祉調整副本部長**

(次長兼保健福祉課長・医療政策課長、保健福祉部次長)

初動期 救出救命期業務を継続する。

**エ 統括DHEAT（保健所長等）**

初動期 救出救命期業務を継続する。

**オ 災害対策本部事務局員（保健福祉部総務主幹）**

初動期 救出救命期業務を継続する。

**カ 災害対策本部連絡員（保健福祉課企画調整担当）**

(ア)初動期 救出救命期業務を継続する。

(イ)対策本部開催の定例会（危機管理センター対応職員の朝夕の打合せ）に出席し情報共有する。

**キ 保健医療福祉調整本部員**

(ア)初動期 救出救命期業務を継続する。

(イ)調整本部員は、医療圏別調整本部等と連携し、被災地域の保健・医療・福祉の状況を把握し、各圏域の要望について検討・対応する。

(ウ)調整本部員は、収集した情報を整理し、災害対策本部に報告及び応援物資等の依頼を行う。

(エ)調整本部員は、被災状況を把握し、必要に応じて保健医療福祉活動チームの応援派遣要請を行う。

(オ)各班本部員は、各班が所管する団体からの受援調整を行う。受援調整については本マニュアル第1章6及び栃木県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアルに基づき行う。

**(3) 応急対策期（発災72時間から2週間）**

栃木県業務継続計画に基づき、応急及び通常業務を行う。

必要に応じ、初動期の業務を継続する。

各班による支援対策を継続する。

**(4) 復旧・復興期（発災から2週間以降）**

栃木県業務継続計画に基づき、応急及び通常業務を行う。

必要に応じ、応急対策期の業務を継続する。

対応の振り返り・検証を行う。

## 4 保健医療福祉調整本部会議

目的：保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理・分析及び対策の検討を行う。

### (1) 初動会議

構成員：調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、統括DHEAT、総務主幹（本部事務局員）

初動会議開催の決定は、総務主幹が行う。会議は次の項目を中心に行う。

- ア 災害対策本部からの指示、依頼事項の報告
- イ 各班からの被害状況及び登庁状況の報告
- ウ 班長会議開催準備に関すること
- エ その他必要と思われる事項

### (2) 班長会議

構成員：調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、統括DHEAT、総務主幹（本部事務局員）、各班長（各課長）

班長会議は、総務主幹が司会進行を行う。次の項目は必ず議事とする。

- ア 災害対策本部からの指示、依頼事項
- イ 各班からの被害状況及び活動状況の報告
- ウ 各班からの応援物資等の要求  
（事前に災害対策本部に伝えてある場合は結果報告）
- エ その他必要と思われる事項

### (3) 保健医療福祉活動チーム対策会議（以下、「対策会議」という。）

構成員：調整本部長代行、調整副本部長（医療政策課長）、統括DHEAT、災害医療コーディネーターチーム統括（県医師会長）、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター等

対策会議開催の決定は、調整副本部長が行う。会議は次の項目を中心に行う。

- ア 災害対策本部及び調整本部からの指示、依頼事項
- イ 各保健医療福祉活動チームの活動方法の検討
- ウ 各保健医療福祉活動チームの受援についての検討
- エ その他必要と思われる事項

### (4) 保健医療福祉調整本部保健医療福祉活動チーム連絡会議（以下、「連絡会議」という。）

構成員：統括DHEAT、調整本部員、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター、各保健医療福祉活動チームの代表等

連絡会議は、保健福祉班及び医療政策班が開催の決定を行う。

会議は次の項目を中心に行う。

- ア 調整本部からの指示、依頼事項
- イ 各保健医療福祉活動チーム活動状況の共有
- ウ 各保健医療福祉活動チームの課題の共有及び対策の検討
- エ その他必要と思われる事項

## 5 保健医療福祉調整本部各班の業務

※ 発災から概ね72時間は、各班から調整本部へ各班本部員を派遣し、各班に必要な情報収集と分析を行い、各班業務と連携し対応する。

各班の対応結果は、調整本部へ報告する。

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

班名	分 担 業 務	担 当 名
保健福祉班	1 保健福祉部内の連絡調整に関する事。 2 調整本部に関する事。 3 社会福祉施設の被災等情報収集に関する事。 4 被災者に対する生活保護法の適用に関する事。 5 災害時における福祉支援に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。	企画調整 地域保健 (本部) 生活保護 地域福祉 (本部)
医療政策班	1 調整本部(災害医療コーディネートチームに限る)に関する事。 2 医療救護活動のための看護職員の派遣依頼・調整に関する事。 3 県立病院に係る応急対策の実施に関する事。	医療体制整備 看護職員育成 県立病院
高齢対策班	1 老人保健・福祉施設の応急対策に関する事。 2 被災地における要配慮者(高齢者)の施設受入れに関する事。	介護サービス
健康増進班	2 在宅呼吸器装着難病患者、透析患者の避難等支援対策に関する事。 3 避難所及び給食施設における食事の提供・栄養管理に関する事。 4 食物アレルギーや慢性疾患等の要配慮者への食事支援及び調達調整に関する事。 5 被災者の健康管理や各種疾病の予防に関する事。	難病対策 健康長寿推進 " がん・生活習慣病
感染症対策班	1 感染症サーベイランスに関する事。 2 災害時における防疫に関する事。	
障害福祉班	1 障害者支援施設の応急対策に関する事。 2 障害児入所施設の応急対策に関する事。 3 障害福祉サービス事業所の応急対策に関する事。 4 障害児通所支援事業所の応急対策に関する事。 5 要配慮者(障害児)の施設受け入れに関する事。 6 被災者のメンタルヘルスケアに関する事。 7 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整に関する事。	福祉サービス事業 " " " " 精神保健福祉 社会参加促進
こども政策班	1 児童福祉施設の応急対策に関する事。 2 被災児童の施設受け入れに関する事。 3 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事。 4 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関する事。 5 被災地における母子の施設受け入れに関する事。 6 被災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事。	子ども・子育て支援 児童家庭支援・ 虐待対策等 " " "

班名	分 担 業 務	担 当 名
医 薬 ・ 生 活 衛 生 班	1 医薬品、衛生材料及び輸血用血液等の確保及び供給に関すること。 2 食品の衛生に関すること。 3 被災地の動物の保護管理に関すること。 4 遺体の火葬・埋葬の調整に関すること。	薬 事 審 査 食 品 衛 生 生活衛生・動物愛護 生活衛生・動物愛護
国 保 医 療 班	1 被災者に対する国民健康保険税等の猶予・減免等に関すること 2 国民健康保険直営診療所の応急対策に関すること。	医 療 保 険 医 療 保 険
指 導 監 査 班	1 調整本部業務の支援（社会福祉施設等に係る被災情報の収集）に関すること。 2 各課が所管する社会福祉施設等に係る被災情報の収集（高齢対策班、障害福祉班、こども政策班への支援）に関すること。	

## 6 受援・応援体制

### (1) 保健福祉部内受援・応援体制

ア 各班長は、初動期に調整本部事務局へ各班本部員を派遣し、各班に必要な情報の収集及び提供と本部機能業務を補佐する。

イ 本庁のDHEAT班員は、調整本部から要請があった場合は、調整本部員として、医療圏別調整本部等と情報を共有し避難所等の課題分析を行う。

### (2) 保健医療福祉活動チーム等の受援・応援体制

ア 栃木県災害時広域受援計画に基づき、各被災市町からの保健医療福祉活動チームの応援派遣の要請があった場合又は医療圏別調整本部が管内市町への応援派遣が必要と判断した場合に派遣調整を行う。

イ 調整本部が、県内保健医療福祉活動チームのみで対応できないと判断した場合は、厚生労働省等に応援派遣に関する調整を依頼する。

ウ 他都道府県から派遣される保健医療福祉活動チームの受援体制については、栃木県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアルに基づき実施する。

エ 各保健医療福祉活動チームの受援調整は、調整本部と連携して、団体等を所管する各班で行う。

班名	所管団体等	担当名
保健福祉班	1 栃木県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	地域保健
	2 保健師チーム	〃
	3 栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）	地域福祉
	4 栃木県災害福祉広域支援協議会	〃
	5 栃木県社会福祉協議会	〃
	6 栃木県共同募金会	〃
	7 その他、他の班に属さない団体等	地域保健
医療政策班	1 災害派遣医療チーム（DMAT）	医療体制整備
	2 栃木県医師会	〃
	3 栃木県歯科医師会	〃
	4 日本赤十字社栃木県支部	〃
	5 栃木県柔道整復師会	〃
	6 栃木県看護協会	看護職員育成
高齢対策班		
健康増進班	1 栃木県透析医会	難病対策
	2 栃木県栄養士会（JDA-DAT）	健康長寿推進
	3 管理栄養士チーム	〃

班名	所管団体等	担当名
感染症対策班		
障害福祉班	1 災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神保健福祉
こども政策班		
医薬・ 生活衛生班	1 栃木県薬剤師会 2 薬剤師チーム 3 栃木県食品衛生協会 4 栃木県獣医師会 5 栃木県霊柩自動車協会 6 栃木県葬祭事業協同組合	薬事審査 薬事審査 食品安全推進 生活衛生・動物愛護 生活衛生・動物愛護 生活衛生・動物愛護
国保医療班		
指導監査班		

## 7 保健医療福祉調整本部活動タイムライン

区分	フェーズ0 救出救命期				フェーズ1 初動期 避難救助期 (発災後6時間から概ね72時間)	フェーズ2・3 応急対策期 (発災後72時間から2週間)	フェーズ4 復旧・復興期 (2週間以降)
	～1時間	～3時間	～6時間				
保健医療福祉調整本部指揮調整機能	1	調整本部設置・運営 ・各班から職員派遣 ・情報収集・伝達共有ラインの構築 ・会議体の設置 ・医療個別調整本部との連携					
	2	医療機関の被災等状況把握(各圏域との連携) ・救命救急対策、傷病者の搬送・受入調整 ・人工透析患者の援護・支援 ・人工呼吸器装着患者の援護・支援 ・精神医療対策 ・保険診療等の確保 ・医薬品、医療機器類供給対策					
	3	情報収集・把握・分析(各圏域との連携) ・各出先機関の被災状況把握及び支援 ・各市町被災状況把握及び支援 ・社会福祉施設等の被災等状況把握及び情報整理 ・要配慮者被災状況把握及び支援					
	4	連体取扱い対策					
	5	他県への応援要請の検討					
	6	受援調整(団体等と所管する各班と調整) ・DMAT、日赤救護班、DPAT ・DHEAT、JMAT、看護職班、保健師チーム、 歯科医師チーム、薬剤師チーム、JDA-DAT、管理 栄養士チーム等 ・DWAT、JRAT等					
	7	関係団体等との調整					
	8	広報・渉外業務支援					
	9	通常業務再開に向けたロードマップの作成					
保健福祉班	1	保健福祉部内連絡調整・職員派遣等調整					
	2	生活保護法・生活困窮者対策等					
	3	DWAT派遣・受援					

区分	活動項目	フェーズ0 救出救命期		フェーズ1 初期期 避難救助期		フェーズ2・3 応急対策期		フェーズ4 復旧・復興期	
		初動期 ～1時間	救出期 ～3時間	～6時間	初動期 (発災後6時間から概ね72時間)	避難救助期 (発災後72時間から2週間)	～2週間以降	～2週間以降	
医療政策班	1 医療機関の被災等状況把握（各圏域との連携） ・救命救急対策、傷病者の搬送・受入調整	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	2 DMAT、JMAT、医療救護班、災害支援Ns派遣・受援				↑	↑	↑	↑	
	3 看護師等養成所にかかる応急対策				↑	↑	↑	↑	
	4 とちぎ地域医療支援センターの運営				↑	↑	↑	↑	
	5 在宅医療の推進				↑	↑	↑	↑	
	6 各種免許交付等施行事務				↑	↑	↑	↑	
	7 県立病院にかかる応急対策				↑	↑	↑	↑	
高齢対策班	1 施設被災・要配慮者の安否状況確認				↑	↑	↑	↑	
	2 介護事業所等の被災状況確認・応急対策及び復旧計画				↑	↑	↑	↑	
	3 要配慮者（高齢者・要介護者等）の受入施設調整				↑	↑	↑	↑	
	4 シルバー大大学の運営・応急対策				↑	↑	↑	↑	
健康増進班	1 要配慮者（呼吸器・透析等）の安否・支援確認				↑	↑	↑	↑	
	2 給食施設や避難所等への栄養管理等支援				↑	↑	↑	↑	
	3 要配慮者（食物アレルギー等）への食糧調達調整				↑	↑	↑	↑	
	4 被災者の健康管理や各種疾病予防				↑	↑	↑	↑	
	5 特定疾患等に係る医療費助成業務				↑	↑	↑	↑	
	6 管理栄養士チーム、JDA-DATの派遣・受援				↑	↑	↑	↑	
感染症対策班	1 被災地の防疫作業・調整				↑	↑	↑	↑	
	2 感染症サーベイランス				↑	↑	↑	↑	
障害福祉班	1 各施設の被災状況確認・応急対策及び復旧計画				↑	↑	↑	↑	
	2 要配慮者（障害児者）の受け入れ施設調整				↑	↑	↑	↑	
	3 DPATの派遣・受援調整				↑	↑	↑	↑	
	4 相談窓口の設置				↑	↑	↑	↑	
	5 各種手当等の支払い事務				↑	↑	↑	↑	
	6 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整				↑	↑	↑	↑	
政 策 班	1 各施設の被災状況確認・応急対策及び復旧計画				↑	↑	↑	↑	
	2 要配慮者（乳幼児・妊産婦等）の受け入れ施設調整				↑	↑	↑	↑	
	3 被災児童のメンタルヘルスケア				↑	↑	↑	↑	

区分	活動項目	フェーズ0 初動期 救出救命期			フェーズ1 初動期 避難救助期 (発災後6時間から概ね72時間)	フェーズ2・3 応急対策期 (発災後72時間から2週間)	フェーズ4 復旧・復興期 (2週間以降)
		～1時間	～3時間	～6時間			
医薬・生活衛生班	4 児童福祉法に基づく一時保護・措置 各種手当等の支払い事務				↑↑↑↑↑	↑↑↑↑↑	
	1 救護所等への医薬品の供給	↑↑↑↑↑			↑↑↑↑↑		
	2 医薬品及び毒劇物製造所等の応急対応	↑↑↑↑↑			↑↑↑↑↑		
	3 血液製剤の確保、供給				↑↑↑↑↑		
	4 薬剤師チームの派遣・受援				↑↑↑↑↑		
	5 食品衛生対策				↑↑↑↑↑		
	6 火葬場の広域調整				↑↑↑↑↑		
国保医療班	7 被災動物の保護管理対策				↑↑↑↑↑		
	1 国保直営診療所の被災状況確認				↑↑↑↑↑		
	2 国保直営診療所の確保				↑↑↑↑↑		
指導監査班	3 国保直営診療所の応急対応				↑↑↑↑↑		
	1 調整本部業務の支援 (社会福祉施設等に係る被災情報の収集)				↑↑↑↑↑		
	2 各課所管社会福祉施設等に係る被災情報の収集 (高齢対策班、障害福祉班、こども政策班への支援)				↑↑↑↑↑		

## 8 保健医療福祉活動チームの例

保健医療福祉活動チームとは、令和4年7月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備について」に記載の保健医療活動チーム及び災害福祉支援チーム(DWAT)のことをいう。

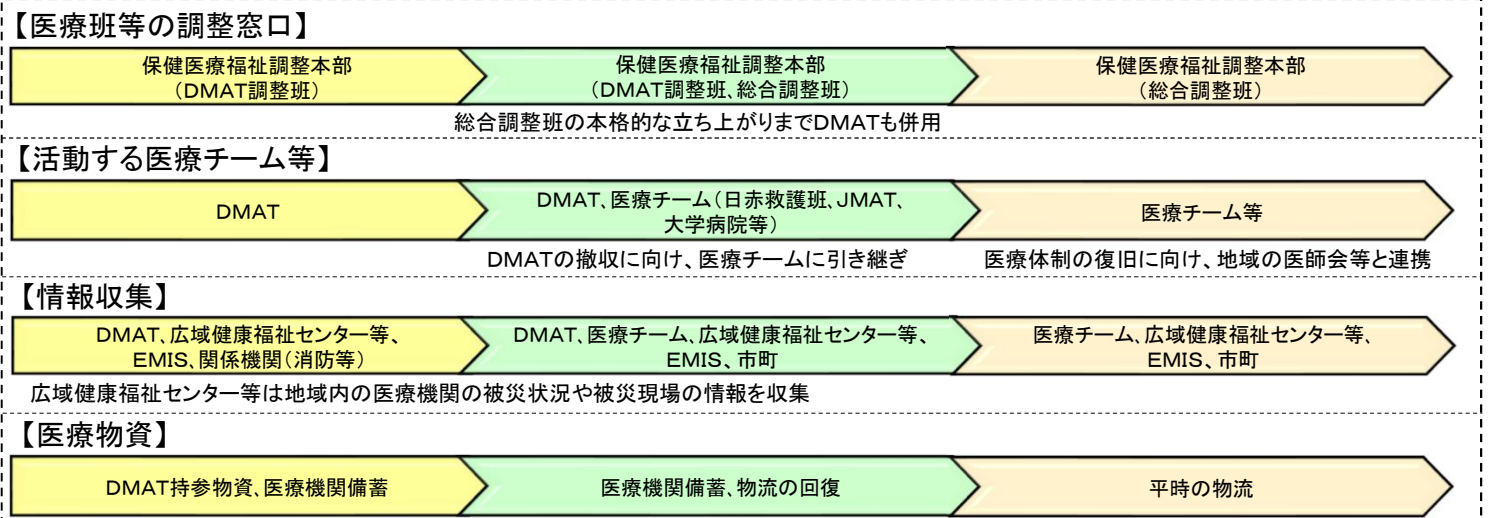
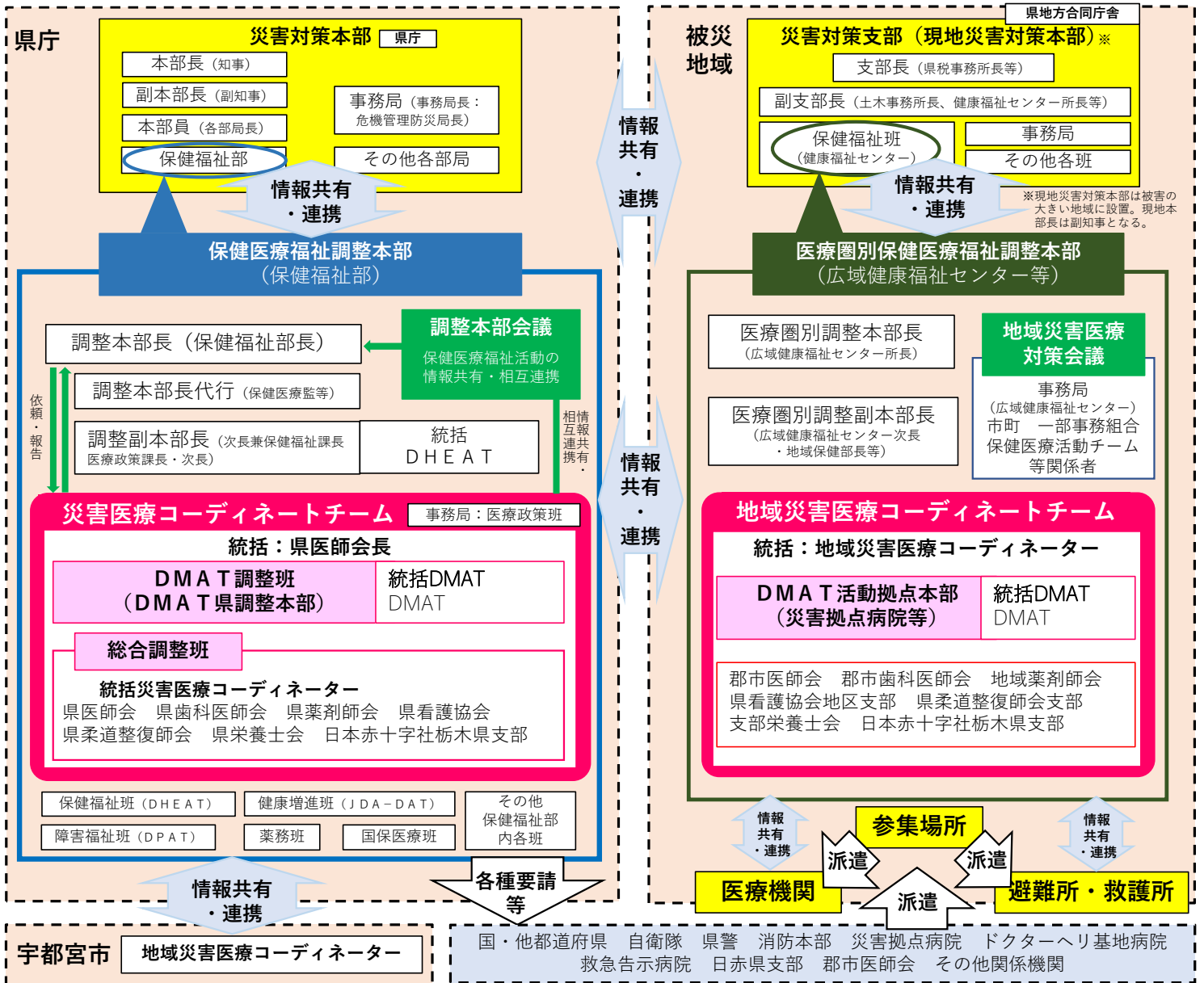
	チーム名	活 動 内 容
医 療	災害医療コーディネーター	大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受け入れ調整などを行う専門研修を受けた医師
	DMA T : Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的訓練を受けた医療チーム
	JMA T : Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム	発災から3日後くらいに被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支援する医療派遣チーム
	DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム	精神科医師・看護師・業務調査員等で構成され、発災後概ね48時間以内に被災地で活動できる、精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム
	日本赤十字社救護班	医師と看護師で構成され、発災後ただちに被災地に入り、救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行う日本赤十字社のチーム(班)
	災害歯科保健医療チーム	災害発生後から被災地の歯科保健医療提供能力が回復するまでの間、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健・医療支援を行うチーム
	薬剤師チーム	大規模災害が発生した際に、救護所等において服薬情報の把握、調剤、服薬指導及び医薬品の管理・供給等を行うチーム
	災害支援ナース	被災者が健康レベルを維持できるよう適切な医療補助・看護を提供するとともに、被災した看護職の心身の負担軽減を行う看護師
保 健	DHEAT : Disaster Health Emergency Assistance Team 災害時健康危機管理支援チーム	被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム
	保健師チーム	被災都道府県の要請により避難所や在宅の避難者等の健康管理を行う、行政保健師等で構成されたチーム
	JRAT : Japan Rehabilitation Assistance Team 大規模災害リハビリテーション支援関連協会	大規模災害時において、救急救命に継続したリハビリテーションによる生活支援等により、生活不活発病等の災害関連死を防ぐことを目的に活動する専門家チーム
	JDA-DAT : The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team 日本栄養士会災害支援チーム	被災地の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を行う栄養士の専門チーム
	管理栄養士チーム	被災都道府県の要請により、被災地における食生活支援・栄養指導体制を整備するとともに、給食施設等への給食管理支援を行う、行政管理栄養士等で構成されたチーム
福 祉	DWAT : Disaster Welfare Assistance Team 災害福祉支援チーム	避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム

# 第2章 医療救護活動

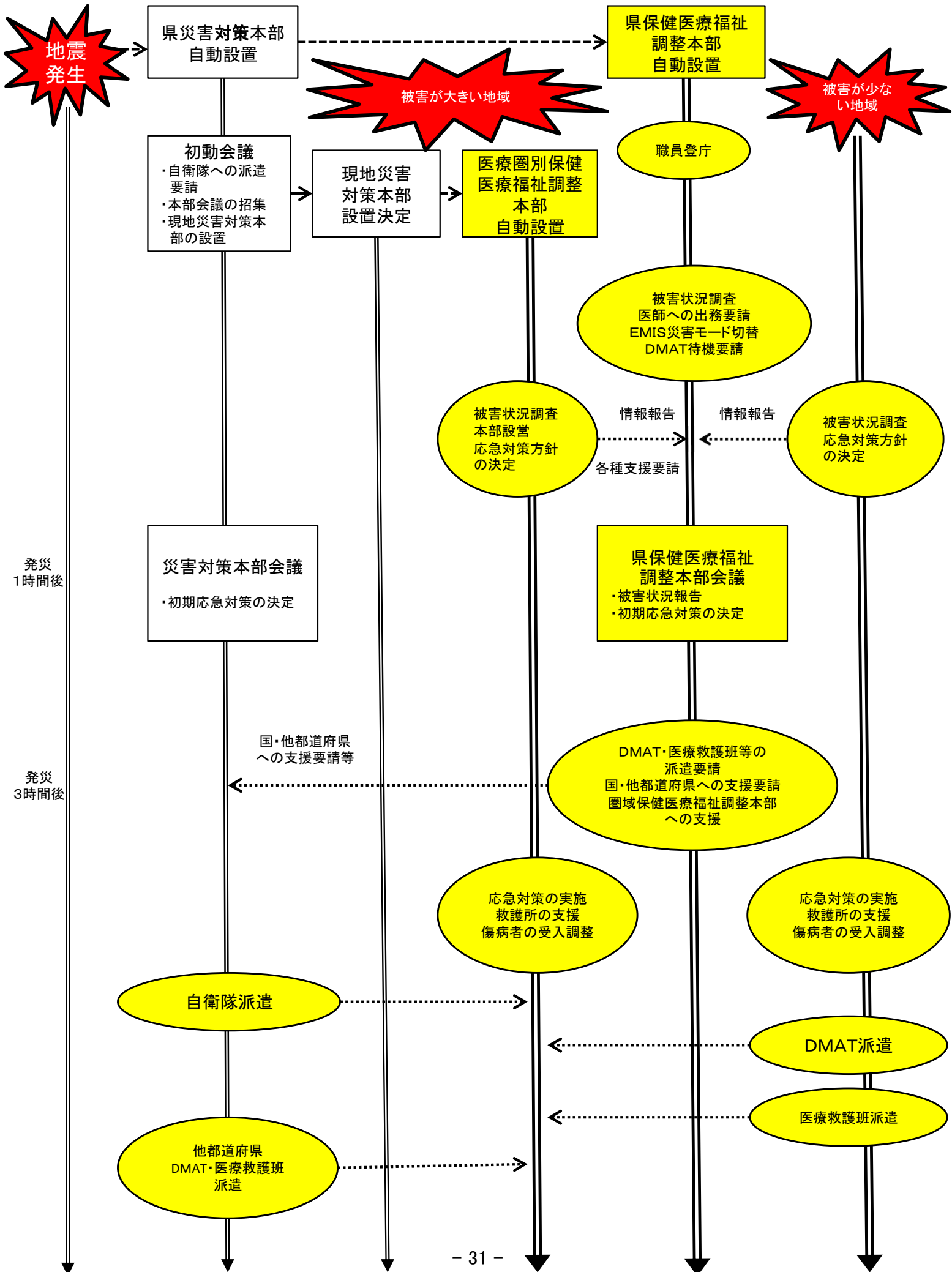
## 1 組織・体制

### (1) 栃木県の災害医療体制

#### ア 全体図

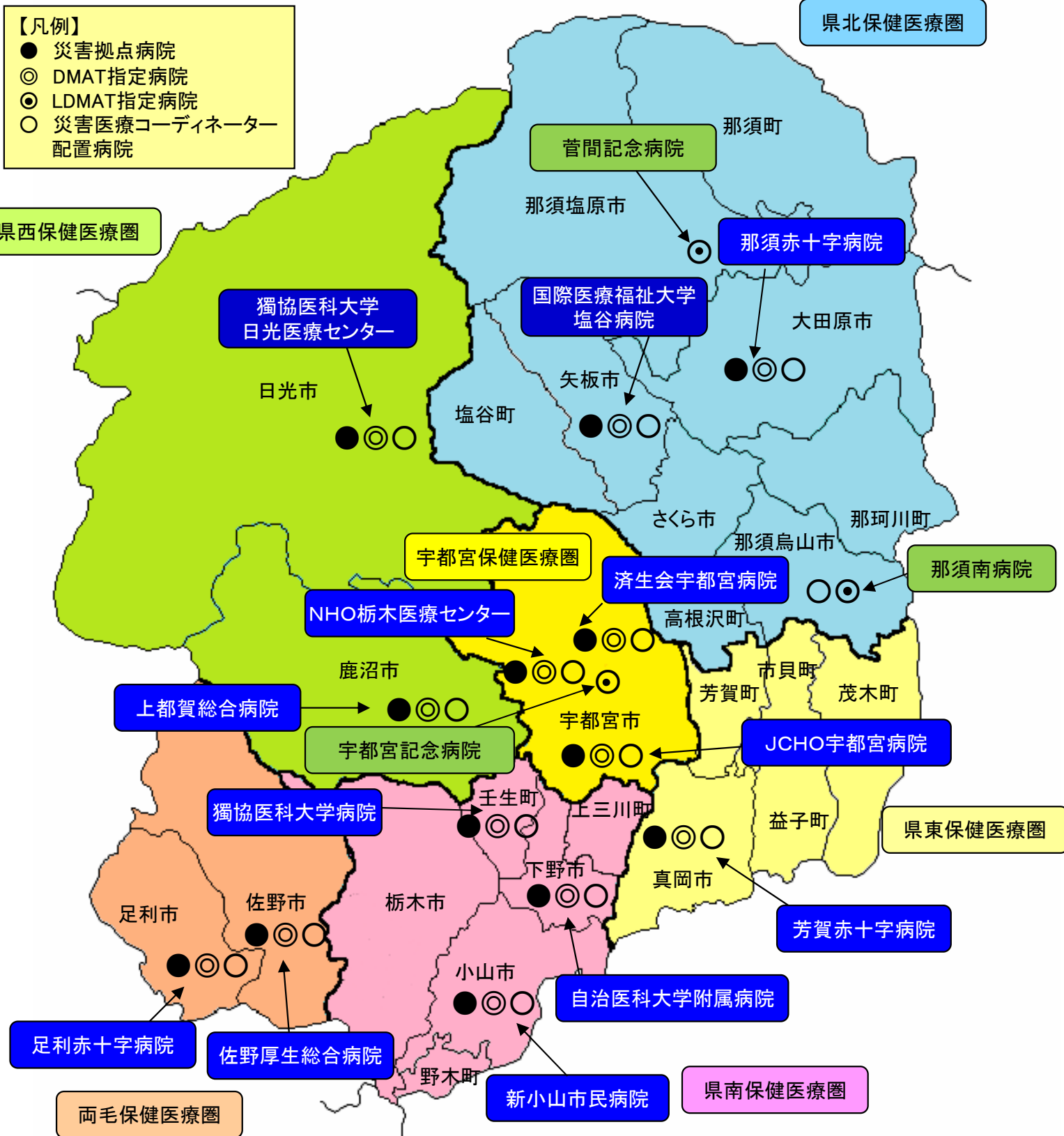


# イ 発災(震度6弱以上)直後の活動体制





## 工 栃木県災害医療体制圏域図



令和6年1月現在

## (2) 県の組織と初動体制

県は、地震等の大規模災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、県災害対策本部を設置したときは、調整本部を設置し、市町の行う医療救護活動の総合調整及び市町からの要請があった場合又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合の支援を行う。

### ア 保健医療福祉調整本部

#### (ア) 設置基準

県の災害対策本部が設置される場合（自動設置）又は調整本部長（保健福祉部長）が必要と認める場合に設置する。

##### ※県災害対策本部の設置基準

- ・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき
- ・震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・特別警報が発表されたとき

#### (イ) 設置場所

栃木県庁東館4階講堂（宇都宮市塙田1-1-20）

#### (ウ) 組織

- ・調整本部長（保健福祉部長）、調整本部長代行（保健医療監）、調整副本部長（次長兼保健福祉課長、医療政策課長及び保健福祉部次長）、統括DHEAT（保健所長等）及び調整本部員（保健福祉部職員）をもって構成する。
- ・調整本部長は、保健医療福祉調整本部に「災害医療コーディネートチーム」を置くことができる。
- ・調整本部長は、「災害医療コーディネートチーム」で活動する栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、あらかじめ指名した統括DMAT登録者及びDMATロジスティックチーム隊員登録者（以下、「統括DMAT等」という。）の助言・判断を踏まえた災害医療対策を実施する。

#### (エ) 所掌業務

大規模災害発生直後から、医療機関の通常診療機能が回復し、すべての医療救護班が撤収するまでの間、災害時医療救護活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- a 災害時医療救護活動の総合調整
- b 災害及び被害状況等に関する情報の収集、分析及び提供
- c 関係機関に対する協力要請、待機要請及び派遣要請
- d 県内で活動するチーム等に対する指揮、連絡及び被災圏域への派遣調整
- e その他本部長が必要と認める業務

#### (オ) 初動

- ・医療政策班は直ちに「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」（以下、「EMIS」という。）を「災害モード」に切り替える。
- ・EMIS、電話（防災行政ネットワーク（衛星回線）を含む。）、FAX、衛星電話等を活用し、医療機関の被災状況等の情報収集を行う。
- ・栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等並びにその他本部長が必要と認める者に調整本部への出務を要請する。
- ・広域健康福祉センターに対して、医療機関の被災状況等の情報収集及び調整本部への報告

(EMISで参照できる情報以外の情報は、保健福祉班に報告)を求めるとともに、医療圏別調整本部の設置が必要と認める場合は、医療圏別調整本部の設置を指示する。

- ・ 現地災害対策本部が設置された地域は、医療圏別調整本部が自動設置となる。

## イ 災害医療コーディネートチーム

### (ア) 設置

調整本部長（保健福祉部長）が調整本部に置くことができる。

### (イ) 設置場所

調整本部内

### (ウ) 組織

- ・ 栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等及びその他調整本部長が必要と認める者をもって構成し、栃木県医師会長がチームを統括する。
- ・ チームは、DMAT調整班（DMAT県調整本部）及び総合調整班により構成される。
- ・ チームは、災害の規模、時間経過等に応じて、DMAT調整班と総合調整班を柔軟に運用するほか、被災状況等の情報共有、指揮統制の確立など、緊密に連携することにより、DMAT及び医療救護班の派遣調整、並びに被災者の受入に関する総合調整を迅速かつ的確に実施する。

### (エ) 所掌業務

調整本部が設置されている間、医療の専門的見地から、本部員と一体となって調整本部の所掌業務を行う。

### (オ) 初動

- ・ 栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等及びその他調整本部長が必要と認める者は、調整本部長から出務要請を受けた場合は、可能な限り調整本部に出務する。
- ・ 災害及び被害状況等に関する情報を分析し、災害時医療救護活動の総合調整並びに関係機関に対する協力要請、待機要請及び派遣要請を行う。

## ウ DMAT調整班（DMAT県調整本部）

### (ア) <sup>ティーマット</sup>DMAT（災害派遣医療チーム）とは

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

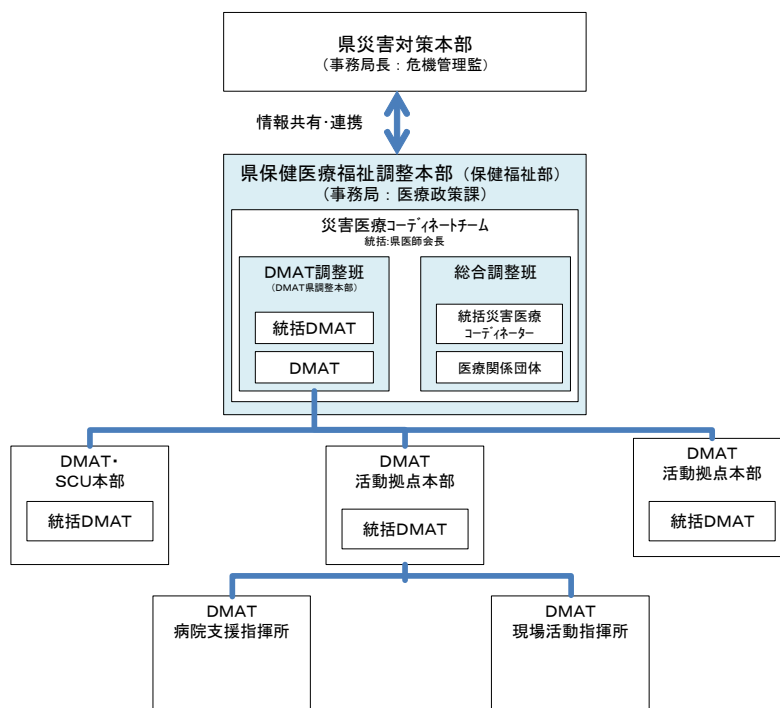
自然災害に限らず航空機・列車事故等の大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定される。

このような災害に対しては、専門的な訓練を受けた医療チームが可及的速やかに被災地域に入り、まず、被災地域の医療需要を把握し、被災地における急性期の医療体制を確立する。その上で、被災地域での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地域で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送するとともに、被災地域に参集する医療チームとの有機的な連携ができれば、死亡や後遺症の減少が期待できる。

このような災害時の医療活動には、通常時の外傷等の基本的な救急診療に加え、多様な医療チーム等との連携を含めた災害医療のマネジメントに関する知見が必要であり、この医療を担うべく、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームがDMATである。

なお、県DMATの具体的な運用については、栃木県DMAT運用マニュアルのとおり。

## DMATの指揮命令系統



### D M A T 本部の種類及び役割等

種類	設置場所	役割
D M A T 調整班 (D M A T 県調整本部)	調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県D M A T の派遣要請の判断・助言</li> <li>・ 他都道府県、厚生労働省（D M A T 事務局）等へのD M A T 派遣要請の判断・助言</li> <li>・ 県内で活動するすべてのD M A T の指揮及び調整</li> <li>・ D M A T 活動拠点本部等の設置、指揮及び調整</li> <li>・ 県D M A T 活動方針の策定</li> <li>・ D M A T の追加派遣及び撤収の判断・助言</li> <li>・ 災害医療コーディネーター、消防機関、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整</li> <li>・ S C U の設置判断及びS C U の設置・運営の総合調整</li> <li>・ その他D M A T 活動に必要な業務</li> </ul>
D M A T 活動拠点本部	災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集したD M A T の指揮及び調整</li> <li>・ D M A T 調整班との連絡調整</li> <li>・ 管内におけるD M A T 活動方針の策定</li> <li>・ 管内のD M A T 病院支援指揮所及びD M A T 現場活動指揮所の指揮</li> <li>・ その他D M A T 活動に必要な業務</li> </ul>
D M A T 病院支援指揮所	D M A T が活動する災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D M A T 活動拠点本部の業務の一部</li> </ul>
D M A T 現場活動指揮所	D M A T が活動する災害現場、救護所等	
D M A T ・ S C U 本部	S C U 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集したD M A T 等の指揮及び調整</li> <li>・ D M A T 調整班との連絡調整</li> <li>・ 広域医療搬送等に関する情報収集</li> <li>・ 広域医療搬送患者の情報管理</li> <li>・ 搬送手段の調整</li> <li>・ 自衛隊、消防機関、医師会等の関係機関との連携及び調整</li> <li>・ その他S C U 活動に必要な業務</li> </ul>

(イ) 設置

調整本部長（保健福祉部長）が、調整本部（災害医療コーディネートチーム内）に置く。

(ウ) 組織

- ・ 統括D M A T等のほか、調整本部を支援するD M A T 等をもって構成する。
- ・ 必要に応じて、国の災害医療センターから派遣される要員等の支援を受ける。

(エ) 所掌業務

発災直後からすべてのDMATが撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

- a 県DMATの派遣要請の判断・助言
- b 他都道府県、厚生労働省（DMAT事務局）等へのDMAT派遣要請の判断・助言
- c 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整
- d DMAT活動拠点本部等の設置、指揮及び調整
- e 県DMAT活動方針等の策定
- f DMATの追加派遣及び撤収の判断・助言
- g 災害医療コーディネーター、消防機関、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整
- h SCUの設置判断及びSCUの設置・運営の総合調整
- i その他DMAT活動に必要な業務

なお、すべてのDMATが撤収した時点で、総合調整班に必要な引継ぎを行う。

(オ) 初動

- ・ 調整本部長は、あらかじめ指名した統括DMAT等及びロジスティクス隊員に調整本部への出務を要請する。
- ・ 県は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、DMAT指定医療機関に対してDMAT派遣のための待機を要請する。
- ・ DMAT指定医療機関は、日本DMAT活動要領に規定するDMAT自動待機基準に該当する場合は、被災の状況にかかわらず、県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

※DMAT自動待機基準（日本DMAT活動要領）

- ・ 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・ その他の地域（※）で震度6弱以上の地震が発生した場合等
- ・ 大津波警報が発表された場合

（※）自動待機となるDMAT医療機関の範囲は、災害発生地域により異なる

- ・ 調整本部に出務した統括DMAT等は、災害及び医療機関の被害状況等に関する情報を分析し、日本DMAT活動要領又は栃木県DMAT運営要綱に定める県DMAT派遣要請基準等に基づき、県DMATの派遣要請及び他都道府県へのDMAT派遣要請の判断を行う。

※DMATの派遣要請基準（日本DMAT活動要領）

災害規模	要請範囲
① 震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20人以上見込まれる災害の場合	・ 管内のDMAT指定医療機関
② 震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合	・ 管内のDMAT指定医療機関 ・ 被災地域の都道府県に隣接する都道府県 ・ 被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県
③ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合	・ 管内のDMAT指定医療機関 ・ 被災地域の都道府県に隣接する都道府県 ・ 被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県 ・ 被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県
④ 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震の場合	・ 管内のDMAT指定医療機関 ・ 全国の都道府県

※栃木県DMATの派遣要請基準（栃木県DMAT運営要綱）

①県内で災害等が発生した場合

- （ア）災害等により重症者を含み20名以上の死傷者が発生すると見込まれるとき
  - （イ）被災者の救出に時間を要するなど栃木県DMATを派遣させ対応することが効果的であると認められるとき
  - （ウ）県内市町の長又は消防本部の長から栃木県DMATの派遣要請があった場合で、栃木県DMATの派遣が適当であると知事が認めたとき
- ただし、DMAT指定医療機関の長は、上記（ア）又は（イ）の基準を満たすと判断される場合、知事からの要請を待たずに栃木県DMATを派遣することができます。

②県外で災害等が発生した場合

- （ア）被災都道府県又は国からの要請があったとき

**(カ) 派遣要請**

- ・ 県は、県内のDMAT指定医療機関に対して、DMATの派遣を要請する。
- ・ 県は、日本DMAT活動要領に規定するDMATの派遣要請基準に基づき、直接又は厚生労働省を通じて、他の都道府県に対してDMATの派遣を要請する。
- ・ DMAT調整班は、DMATの参集拠点、想定される業務等を決定し、DMATの派遣要請の際に、DMATの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。

**(キ) DMATの指揮及び活動支援**

- ・ DMAT調整班は、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置し、県内における医療救護活動に関する調整を行うとともに、県内で活動するDMATを統括する。
- ・ 各DMAT本部の責任者は、原則として県内の統括DMAT登録者を充てるものとする。
- ・ DMAT調整班は、県災害対策本部への報告のほか、各DMAT本部との情報共有に努める。
- ・ DMAT調整班は、DMATの参集、被災地への進出等に当たっては、必要に応じて、県災害対策本部を通じて、消防機関又は自衛隊に対して、DMATの輸送を要請する。
- ・ DMAT調整班は、医薬品、生活物資等の補給が必要となった場合には、県災害対策本部を通じて、可能な限り支援を行うほか、交通情報等についても情報収集し、DMATに伝達することとする。

**(ク) 現場におけるDMAT本部**

**a DMAT活動拠点本部**

- ・ DMAT調整班は、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所、DMAT活動拠点本部を設置する。
- ・ DMAT活動拠点本部は、DMAT調整班の指揮下に置かれる。
- ・ DMAT活動拠点本部の責任者は、原則として県内の統括DMAT登録者を充てるものとする。
- ・ DMAT活動拠点本部は、参集したDMATの指揮及び調整を行う。
- ・ DMAT活動拠点本部は、必要に応じて、DMATが活動する病院にDMAT病院支援指揮所を、DMATが活動する災害現場等にDMAT現場活動指揮所をそれぞれ設置する。

**b DMAT・SCU本部**

- ・ DMAT調整班は、必要に応じて、県内のSCUに広域医療搬送に係るDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。
- ・ DMAT・SCU本部は、DMAT調整班の指揮下に置かれる。
- ・ DMAT・SCU本部の責任者は、原則として県内の統括DMAT登録者を充てるものとする。

- ・ DMAT・SCU本部は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内に設置し、設置・運営に当たっては、本部員、参集するDMAT等が協力して行うものとする。
- ・ DMAT・SCU本部は、SCUに参集するDMATの指揮及び調整、診療部門、医療搬送部門の設置及び運営、広域医療搬送患者の情報管理、搬送手段の調整等を行う。

**c DMAT病院支援指揮所・DMAT現場活動指揮所**

- ・ DMAT病院支援指揮所及びDMAT現場活動指揮所は、DMAT活動拠点本部の指揮の下、当該DMAT活動拠点本部の業務の一部を行う。

**エ 総合調整班**

**(ア) 設置**

調整本部長（保健福祉部長）が調整本部（災害医療コーディネーターチーム内）に置く。

**(イ) 組織**

統括災害医療コーディネーターのほか、その他調整本部長が必要と認める者をもって構成する。

**(ウ) 所掌業務**

大規模災害発災直後から、医療機関の通常診療機能が回復し、すべての医療救護班が撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

- 県内で活動する災害医療コーディネーターの統括及び情報提供
- 被災者の受入に関する総合調整
- 医療救護班（DMATを除く）の派遣調整
- 医療関係団体への医療救護班の派遣要請の判断
- 他都道府県、厚生労働省等への医療救護班の応援要請
- 県外への応援派遣体制の総合調整
- ドクターヘリの出動調整等
- その他災害医療活動に関する各種コーディネーター及び県への助言

**(エ) 初動**

- ・ 調整本部長は、統括災害医療コーディネーター及びその他調整本部長が必要と認める者に調整本部への出務を要請する。
- ・ 統括災害医療コーディネーターは、現地で活動する災害医療コーディネーターと連携し、現地の被災者の受入先調整、医療救護班等の受入調整を行う。

**(オ) 派遣調整**

- ・ 県は、県内の医療機関及び医療関係団体に対して、医療救護班の派遣を要請する。
- ・ 県は、直接又は厚生労働省を通じて、他の都道府県に対して医療救護班の派遣を要請する。
- ・ 総合調整班は、医療救護班の派遣場所、想定される業務等を決定し、医療救護班の派遣要請の際に、医療救護班の派遣場所、想定される業務等についての情報を提示する。

## オ 災害医療コーディネーター

### (ア) 災害医療コーディネーターとは

- ・ 栃木県では、大規模災害時の医療に関する調整の役割を担う「栃木県災害医療コーディネーター」を設置しており、令和6年4月現在で18名を委嘱している。
- ・ 災害医療コーディネーターは、災害発生時に、県庁に設置される調整本部又は被災地に設置される医療圏別調整本部等において、統括DMATや被災地外の災害拠点病院等と連携して、重症患者の搬送先の調整等を行う。
- ・ 災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班の配置の調整も行う。

### (イ) 身分

- ・ 県は、災害医療に精通し、かつ、栃木県の医療の現状について熟知している複数の医師を「栃木県災害医療コーディネーター」として委嘱する。
- ・ 災害医療コーディネーターは、調整本部で活動する「統括災害医療コーディネーター」と、現地で活動する災害医療コーディネーター（以下、「地域災害医療コーディネーター」という）をもって構成する。

### (ウ) 活動場所

- ・ 統括災害医療コーディネーター：調整本部内
- ・ 地域災害医療コーディネーター：医療圏別調整本部内又は災害拠点病院等

### (エ) 所掌業務

大規模災害発災直後から、医療機関の通常診療機能が回復し、すべての医療救護班が撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

#### a 統括災害医療コーディネーター

- ・ 県内の被災状況の把握及び分析
- ・ 地域災害医療コーディネーターの統括
- ・ 県内被災者の受入先に関する総合調整
- ・ 医療救護班（DMATを除く）の派遣調整
- ・ 医療関係団体への医療救護班の派遣要請の判断
- ・ ドクターヘリの出動判断等
- ・ その他災害医療活動に関する各種コーディネート及び県への助言

#### b 地域災害医療コーディネーター

- ・ 地域の被災状況の把握及び分析
- ・ 地域内の被災者の受入先に関する総合調整
- ・ 医療救護班（DMATを除く）への指揮・命令
- ・ 統括災害医療コーディネーター及び他の地域災害医療コーディネーター、統括DMAT、健康福祉センター、現地で活動するDMAT、消防機関等との情報共有・連携
- ・ その他、地域の災害医療活動に関する各種コーディネート及び県への助言

### (オ) 初動

- ・ 調整本部長（保健福祉部長）は、統括災害医療コーディネーターに調整本部への出務を要請する。
- ・ 統括災害医療コーディネーターは、調整本部長の要請に基づき、可能な限り調整本部に出務する。

- 調整本部長は、統括災害医療コーディネーターがやむを得ず出務できない場合は、あらかじめ指名した地域災害医療コーディネーターに調整本部への出務を要請する。
- 統括災害医療コーディネーターは、DMAT調整班と連携しながら、県内における医療救護班の派遣に関する総合調整等を行う。
- 地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーターの指示に基づき活動するほか、広域健康福祉センター、現地で活動するDMAT、消防機関等と連携し、現地における負傷者の受入先調整、医療救護班等の受入調整を行う。
- 地域災害医療コーディネーターは、医療圏別調整本部で把握した医療ニーズやDMAT、医療救護班の活動支援の要望等に関する情報を統括災害医療コーディネーターに伝達する。

# 災害医療コーディネーターの役割(例示)

## 統括災害医療コーディネーター

## 地域災害医療コーディネーター

### 急性期

(発災～  
48時間)

- ① 県からの要請に基づき、県庁に出務
- ② 県内外の被災状況の把握  
(県医療政策課が情報伝達)
- ③ 県内の被災状況の分析
- ④ 各災害医療コーディネーターの統括
- ⑤ 県内被災者の受入調整に関する総合調整
  - ・各災害医療コーディネーターから依頼を受けた被災者受入要請の調整
  - ・受入先となる医療機関や管轄の災害医療コーディネーターへの受入調整依頼
- ⑥ 国・他都道府県との広域搬送に関する実施判断・調整
- ⑦ 県内被災者の県外搬送に関する総合調整
- ⑧ 県外被災者の受入調整
- ⑨ 県外からの医療救護班への指揮・命令
  - ・医療救護班の派遣先決定、医療救護班の受入調整
- ⑩ 関係機関(警察・自衛隊等)への協力要請判断
- ⑪ 災害医療コーディネーターチーム内や統括DMATとの情報共有・連携
- ⑫ 医療救護班の派遣に関する実施判断
- ⑬ 医療関係団体への医療救護班の派遣要請
- ⑭ ドクターヘリの出動判断・派遣要請等
- ⑮ 災害医療活動の実施・県への助言
  - ライフライン・燃料・医薬品・食糧の確保、衛生管理、感染症対策、保健活動、メンタルヘルス、死体処理・埋葬、その他

- ① 県からの要請に基づき、必要に応じ、被災地又は医療圏別保健医療福祉調整本部に出務
- ② 地域内の被災状況の把握
  - ・広域健康福祉センター等が情報伝達
- ③ 地域内の被災状況の分析
- ④ 地域内被災者の受入調整
  - ・被災現場、被災医療機関等からの被災者の受入先選定
  - ・受入先となる医療機関への受入依頼
- ⑤ 地域内被災者の管轄外への搬送に関する調整
  - ・統括災害医療コーディネーターへの管轄外への受入調整依頼
  - ・受入先管轄の災害医療コーディネーターとの連携
- ⑥ 地域外被災者の受入可否判断・調整
  - ・管轄外の災害医療コーディネーターから被災者の受入要請があった場合の受入調整
- ⑦ 県外からの医療救護班への指揮・命令
  - ・医療救護班の受入、情報伝達、合同救護班の編成、エリア・ライン制の確立
- ⑧ 医療関係団体(郡市医師会等)への医療救護班の派遣要請
- ⑨ 郡市医師会、統括DMAT等との情報共有・連携
- ⑩ 広域医療搬送に関する調整等
- ⑪ 災害医療活動の実施・県への助言
  - ライフライン・燃料・医薬品・食糧の確保、衛生管理、感染症対策、保健活動、メンタルヘルス、死体処理・埋葬、その他
- ⑫ 必要に応じ、統括災害医療コーディネーターの職務代理

### 亜急性期 慢性期

(3日目～)

- ① 被災者の受入調整に関する総合調整
- ② 医療救護班の派遣調整
- ③ 災害医療活動の実施・県への助言
  - ライフライン・燃料・医薬品・食糧の確保、衛生管理、感染症対策、保健活動、メンタルヘルス、死体処理・埋葬、その他
- ④ 仮設診療所の設置指示・医療救護班の巡回診療指示
- ⑤ 開業医情報の周知・受診促進
- ⑥ 要介護者等の搬送体制の確立

### 平時

- ① 災害医療体制の整備に向けた検討
- ② 災害医療に関する研修・訓練の実施及び参加
- ③ 災害時保健医療福祉活動マニュアルの作成支援
- ④ 地域分科会における医療圏別保健医療福祉調整本部に関する事項の検討
- ⑤ 災害医療関係者との顔の見える関係の構築

カ 医療圏別保健医療福祉調整本部

(ア) 設置基準

- ・ 県の現地災害対策本部が設置される場合（自動設置）又は調整本部長（保健福祉部長）が必要と認める場合に設置する。

※県の現地災害対策本部の設置基準

- ・ 大規模災害が発生した場合において知事が必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する支部に設置

- ・ 設置場所については、医療圏別調整本部は広域健康福祉センター内、DMAT活動拠点本部は災害拠点病院内を基本とする。（下記「(イ) 設置候補場所等」参照）

- ・ なお、宇都宮市の地域においては、宇都宮市保健所と連携して対応するものとする。

(イ) 設置候補場所等

(令和6年1月31日現在)

地域区分	管轄市町	設置候補場所
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	【医療圏別調整本部】 県西健康福祉センター内 【DMAT活動拠点本部】 上都賀総合病院内 獨協医科大学日光医療センター内
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	【医療圏別調整本部】 県東健康福祉センター内 【DMAT活動拠点本部】 芳賀赤十字病院内
県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	【医療圏別調整本部】 県南健康福祉センター内 【DMAT活動拠点本部】 自治医科大学附属病院内 獨協医科大学病院内 新小山市民病院内
県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	【医療圏別調整本部】 県北健康福祉センター内 【DMAT活動拠点本部】 那須赤十字病院内 国際医療福祉大学塩谷病院内 那須南病院内
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	【医療圏別調整本部】 安足健康福祉センター内 【DMAT活動拠点本部】 足利赤十字病院内 佐野厚生総合病院内
【参考】宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市保健所内

## (ウ) 所掌業務

医療圏別調整本部は、災害時医療救護活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- a 現地災害時医療救護活動の総合調整
- b 災害及び被害状況等に関する情報の収集及び調整本部への報告
- c 関係市町及び現地関係機関との連絡調整
- d 地域災害医療対策会議の開催
- e その他医療圏別本部長（広域健康福祉センター所長）が必要と認める業務

## (エ) 組織

- ・ 医療圏別本部長（広域健康福祉センター所長）、医療圏別副本部長（広域健康福祉センター次長又は地域保健部長）及び医療圏別本部員をもって構成する。
- ・ なお、広域健康福祉センター所長は災害対策支部の副支部長となるので、医療圏別本部長として常時医療圏別調整本部に出務することが難しい場合もあり、医療圏別本部員を通じて、常に連絡が取れる体制を確保するなど、状況に応じた柔軟な対応とする。
- ・ 医療圏別本部長は、地域災害医療コーディネーターと連携しながら、現地災害時医療救護活動の総合調整を行う。

## (オ) 初動

- ・ 調整本部長（保健福祉部長）から医療圏別調整本部の設置指示を受けた広域健康福祉センター所長は、あらかじめ指定した場所に医療圏別調整本部を設置する。
- ・ 広域健康福祉センター（医療圏別調整本部を含む）は、E M I S、電話（防災行政ネットワーク（衛星回線）を含む）、F A X、衛星電話等を活用するほか、必要に応じて直接現地に職員を派遣するなどして、管内の市町、医療機関等の被災状況の調査を行う。
- ・ 医療圏別本部長は、地域災害医療コーディネーターに医療圏別調整本部への出務を要請する。
- ・ 地域災害医療コーディネーターは、医療圏別本部長の要請に基づき、可能な限り医療圏別調整本部に出務する。
- ・ 地域災害医療コーディネーターは、現地で活動するDMATと連携して行動する。  
具体的には、DMATから要請された傷病者について、その受入医療機関を調整し、確保した受入先をDMATに伝えるほか、医療圏別調整本部で把握した医療ニーズやDMAT・医療救護班の活動支援の要望等に関する情報を統括災害医療コーディネーターに伝達する。

## (カ) 地域災害医療対策会議

- ・ 発災後において、医療圏別調整本部は、地域の医師会、災害拠点病院等の医療関係者、管内に派遣された医療チーム等、消防、市町等の行政担当者が定期的に情報交換を行う場として、地域災害医療対策会議を開催する。
- ・ 医療圏別調整本部は、地域災害医療対策会議を通じて、避難所等での医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、調整本部等から派遣された医療チーム等を配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制を整備する。
- ・ 広域健康福祉センターは、平時において、地域における災害医療体制の具体的な整備内容等について検討するとともに、災害時に円滑な医療救護活動を実施する上で必要な「顔の見える関係」を構築するため、栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会のもとに地域分科会を設置して、必要に応じて会議を開催する。

## 医療救護活動における県関係機関の主な役割等

区 分	主な役割	活動場所
1 保健医療福祉 調整本部 (第1章参照)	ア 災害医療対策の総合調整・実施 イ 被災状況等に関する情報の収集、分析及び提供 ウ 医療機関、DMAT、医療救護班、ドクターヘリ、医療関係団体等に対する協力要請、待機要請、派遣要請 エ 活動チーム等に対する指揮、連絡及び被災圏域への派遣調整 オ その他災害時医療救護活動に係る指揮命令	栃木県庁 東館4階 講堂
(1)調整本部長 【保健福祉部長】	ア 調整本部及び医療圏別調整本部の設置・解散 イ 災害医療コーディネートチームの出務要請 ウ 災害医療コーディネートチームの助言・判断を踏まえた災害医療対策の決定	
(2)調整本部長代行 【保健医療監等】	ア 必要に応じて調整本部長に代わり調整本部長が行うべき職務を代行 ※保健医療監等が空席の場合は代行なし	
(3)調整副本部長 【次長兼保健福祉課長】 【医療政策課長】 【保健福祉部次長】	ア 調整本部長及び調整本部長代りの補佐 イ 調整本部長及び調整本部長代りに事故あるときはその職務の代理	
(4)統括DHEAT 【保健所長等】	ア 県内等の被害状況の把握・分析 イ 調整本部の指揮調整業務の補佐 ウ 災害時危機管理支援チーム(DHEAT)の取りまとめ及び関係機関との調整 エ DHEAT事務局、DHEATに関する協議会等との連携	
(5)調整本部員 【保健福祉部職員】	ア 調整本部長が行うべき職務に関する庶務	
(6)災害医療コーディネートチーム	ア 災害時医療救護活動の総合調整に関する助言・判断 イ 医療機関、DMAT、医療救護班、ドクターヘリ、医療関係団体等に対する協力要請、待機要請、派遣要請の判断 ウ 県内被災市町、国・他都道府県等との広域応援受入の判断 エ その他災害時医療救護活動に必要な事項に係る助言・判断等	
①県医師会長	ア 災害医療コーディネートチームの統括	
②統括災害医療 コーディネーター	ア 災害時医療救護活動の総合調整 イ 県内被災者の受入調整及び県外医療機関への受入要請判断 ウ 県外被災者の受入調整・判断 エ 地域災害医療コーディネーターの統括	
③統括DMAT 【あらかじめ複数 指名した統括DMAT 登録者の中から 決定】	ア DMAT活動の総合調整・判断 ・DMAT事務局との連携・調整 ・県内で活動するすべてのDMATの指揮・調整 ・DMATの県外への派遣・活動支援 イ 県外へのDMAT出動要請の判断・調整	

区 分	主な役割	活動場所
④DMATロジスティックチーム隊員 【あらかじめ複数指名したDMATロジスティックチーム隊員登録者の中から決定】	ア 統括DMATのサポート	
⑤本部支援するDMAT等	ア 災害医療コーディネーターチームでのロジスティクスの支援 イ 統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等の活動支援	
2 医療圏別保健医療福祉調整本部 (第3章参照)	ア 調整本部及び現地災害対策本部との情報共有・連携 イ 現地における災害時医療救護活動の総合調整 ウ 現地の被災状況等に関する情報の収集及び調整本部への報告 エ 関係市町及び現地関係機関等との連携・調整 オ 地域災害医療対策会議の開催 カ その他現地の災害時医療救護活動に係る指揮命令	広域健康福祉センター内 (P38参照)
(1)医療圏別本部長 【被災地の広域健康福祉センター所長】	ア 地域災害医療コーディネーターとの連携による現地の災害時医療救護活動の総合調整・決定	
(2)医療圏別副本部長 【広域健康福祉センター次長又は地域保健部長等】	ア 医療圏別本部長の補佐 イ 医療圏別本部長に事故あるときはその職務の代理	
(3)医療圏別本部員 【広域健康福祉センター職員等】	ア 医療圏別本部長が行うべき職務に関する庶務 ※地域健康福祉センター職員も災害の状況に応じて医療圏別本部員としての役割を担う。	
3 地域災害医療コーディネーター	ア 医療圏別本部長との連携による現地の災害時医療救護活動の総合調整 イ 地域内被災者の受入調整及び管外医療機関への受入要請判断 ウ 地域外被災者の受入調整・判断 エ 必要に応じて統括災害医療コーディネーターの職務代理	医療圏別調整本部内又は災害拠点病院等内
4 統括DMAT (上記1(5)③除く) 【統括DMAT登録者】	ア 被災現場等におけるDMAT活動の統括 イ 必要に応じて調整本部に出務する統括DMATの職務代理	DMAT活動拠点本部等内
5 DMAT	ア 被災現場等におけるDMAT活動	
6 被災地外の広域健康福祉センター ※宇都宮地区については宇都宮市と連携	ア 医療圏別調整本部を運営する広域健康福祉センターの支援 イ 地域内の被災状況等に関する情報の収集及び調整本部への報告 ウ 地域災害医療コーディネーターが行う職務の支援	各広域健康福祉センター内

### (3) 市町の役割等

市町は、地震等の大規模災害の発生時には、市町地域防災計画に基づき、市町災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を行う。

市町の役割としては、主に以下のものがある。

#### ア 救護所の設置・運営

- ・ 市町は、救護所及び避難所の設置・運営を行うとともに、医療機関、郡市医師会等の関係機関の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

#### イ 情報収集・提供体制

- ・ 市町は、医療機関の被災状況、診療状況等、及び救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、必要に応じて、県と管轄する広域健康福祉センターに情報提供を行う。
- ・ 市町は、管轄する広域健康福祉センターと連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図り、救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

#### ウ 支援要請

- ・ 市町は、災害の種類や規模に応じて、当該市町のみでは対応が困難な場合は、医療圏別調整本部を通じて県調整本部に医療救護班等の派遣等を要請する。

#### (4) 関係機関の役割等

##### ア 災害拠点病院（DMAT指定医療機関）

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、次の機能を担う。

###### (ア) 機能

- ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・ 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能
- ・ DMAT、医療救護班等の受入れ機能
- ・ 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・ DMATの派遣機能
- ・ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

###### (イ) 指定

- ・ 県は、原則として、県における災害時の医療救護活動の中心的役割を担うものとして「基幹災害拠点病院」を、二次医療圏ごとに、地域における災害時の医療救護活動の中心的役割を担うものとして「地域災害拠点病院」をそれぞれ指定する。
- ・ 県は、災害拠点病院を基点として救護所等と連携を図り、DMAT、医療救護班等の派遣など迅速かつ効果的な医療救護体制をとる。

###### (ウ) 初動

- ・ 災害拠点病院は、地震発生後、直ちに院内状況を調査し、倒壊又はそのおそれの有無、患者受入れ人数が限界を超えているかどうか、ライフラインの使用の可否等に関する情報をEMISへ入力するとともに、調整本部に報告する。
- ・ 災害拠点病院（DMAT指定医療機関）は、日本DMAT活動要領に規定するDMAT待機基準に該当する場合は、被災の状況にかかわらず、県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
- ・ また、災害拠点病院は、初動体制の構築に当たっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

C	Command&Control	指揮統制	院内指揮系統の確立
S	Safety	安全確保	患者及び職員の安全確保
C	Communication	情報収集・伝達	院内被害状況把握・調査、EMIS入力
A	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定

###### (エ) 傷病者等の搬送

- ・ 災害拠点病院は、入院患者の転送要請数等について、EMIS等を活用して調整本部に報告し、搬送に関する調整を要請する。
- ・ 災害拠点病院は、救護所、医療機関等から搬送される中等症者、重症者等について、院内で対応が困難な場合は、調整本部に搬送に関する調整を要請する。

###### (オ) 被災地外の災害拠点病院の対応

- ・ 被災していない災害拠点病院は、受入可能患者数、派遣可能なDMAT、医療救護班等の

数等を速やかに把握し、その結果について、EMIS等を活用して調整本部に報告する。

- ・ 患者の受入れに関しては、調整本部との調整を踏まえ、後方医療機関として、被災地から搬送されてくる中等症者、重症者を受け入れる。
- ・ 調整本部からの協力要請を受けた場合（状況によっては要請を待たずに自発的に派遣する場合）、備蓄医薬品等とともに消防機関等と連携して、医療救護班等を派遣する。

#### イ ドクターヘリ基地病院

- ・ ドクターヘリ基地病院は、県からの要請に基づき、消防機関、自衛隊、DMAT等医療救護班、他都道府県のドクターヘリ等と連携し、被災地でのドクターヘリによる医療救護活動を行う。

#### ウ 医療機関

- ・ 医療機関は、発災後は速やかに自らの被災状況を調査し、EMIS等を活用して被災状況及び患者受入れ状況等を調整本部と管轄する広域健康福祉センター（宇都宮地区については宇都宮市保健所）に報告する。
- ・ 医療機関は、市町及び郡市医師会等と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れるとともに、地域での医療救護活動に協力する。
- ・ 医療機関は、調整本部からの要請を受けて、被災地域の傷病者をできる限り受け入れる。

#### エ 医療関係団体

栃木県医師会、栃木県歯科医師会等の医療関係団体は、県との協定等に基づき、県の要請又は自らの判断により医療救護活動を実施する。

なお、郡市医師会、地区歯科医師会等の医療関係団体において、別途地元市町と災害時の医療救護活動に関する協定等を締結している場合は、市町からの要請により医療救護活動を実施する。

##### (ア) 栃木県医師会

- ・ 栃木県医師会は、郡市医師会と連携し、県内医療施設の被災状況等の情報収集を行い、県との情報共有を図る。
- ・ 栃木県医師会は、県の要請を受けて、郡市医師会と連携し、医療救護班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

##### (イ) 栃木県歯科医師会

- ・ 栃木県歯科医師会は、地区歯科医師会と連携し、県内歯科診療所の被災状況等に係る情報収集を行い、県との情報共有を図る。
- ・ 栃木県歯科医師会は、県の要請を受けて、地区歯科医師会と連携し、歯科医療救護班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

##### (ウ) 栃木県薬剤師会

- ・ 栃木県薬剤師会は、県の要請を受けて、地域薬剤師会と連携し、薬剤師班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

##### (エ) 栃木県看護協会

- ・ 栃木県看護協会は、県の要請を受けて、地区支部と連携し、看護職班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

**(オ) 栃木県柔道整復師会**

- ・ 栃木県柔道整復師会は、県の要請を受けて、地区柔道整復師会と連携し、柔道整復師救護班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。

**(カ) 栃木県栄養士会**

- ・ 栃木県栄養士会は、県の要請を受けて、支部栄養士会と連携し、JDA-DAT及び栄養士チームの編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域の医療救護活動を行う。

**(キ) 日本赤十字社栃木県支部**

- ・ 日本赤十字社栃木県支部は、独自の判断で医療救護班の編成及び派遣を行い、他の医療救護班等と協力して地域での医療救護活動を行う。
- ・ 日本赤十字社栃木県支部は、必要に応じて市町と協力して救護所の設置・運営を行う。

**(ク) 自衛隊**

- ・ 自衛隊は、県災害対策本部からの要請を受けて、被災者の救出・救助を行う。
- ・ 自衛隊は、国の総合調整に基づき実施される航空機による広域医療搬送において、県と連携してSCUにおける広域医療搬送活動を行う。

### 関係機関の主な役割等

区 分	主な役割（県との協定内容含む）	活動場所
1 災害拠点病院	ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療 イ 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ ウ DMAT、医療救護班等の受入れ エ 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応 オ DMATの派遣 カ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し	災害拠点病院 DMAT活動 拠点本部等
2 ドクターヘリ 基地病院	ア 被災地でのドクターヘリによる医療救護活動	被災地内
3 医療機関	ア 調整本部と管轄する広域健康福祉センター（宇都宮地区については宇都宮市保健所）への被災状況等の報告 イ 周辺地域の傷病者の受入れ及び搬出 ウ 被災地からの傷病者の受入れ	医療機関 救護所等
4 栃木県医師会	ア 県内医療施設の被災状況等の情報収集及び県との情報共有 イ 医療救護班の編成・派遣 ウ 医療救護班による医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者に対する応急措置及び医療</li> <li>・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・死体の検案</li> </ul>	救護所等
5 栃木県歯科医師会	ア 県内歯科診療所の被災状況等の情報収集及び県との情報共有 イ 歯科医療救護班の編成・派遣 ウ 歯科医療救護班による歯科医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者のスクリーニング（症状判別）</li> <li>・傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供</li> <li>・傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・検死・検案に際しての法歯学上の協力（個別識別）</li> <li>・被災者に対する口腔ケア活動</li> <li>・その他状況に応じた処置</li> </ul>	
6 栃木県薬剤師会	ア 薬剤師班の編成・派遣 イ 薬剤師班による医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤及び服薬指導</li> <li>・服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供</li> <li>・医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給</li> <li>・その他医療救護活動において必要な業務</li> </ul>	
7 栃木県看護協会	ア 看護職班の編成・派遣 イ 看護職班による医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害看護マニュアルに基づく活動</li> </ul>	
8 栃木県柔道整復師会	ア 柔道整復師救護班の編成・派遣 イ 柔道整復師救護班による救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復師法に規定された業務</li> </ul>	
9 栃木県栄養士会	ア JDA-DAT及び栄養士チームの編成・派遣 イ JDA-DAT及び栄養士チームによる救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊栄養食品（食物アレルギー食等）等の提供に係る支援</li> <li>・治療食や食物アレルギー除去食等の要配慮者に対する栄養指導等</li> </ul>	

区 分	主な役割（県との協定内容含む）	活動場所
10 日本赤十字社 栃木県支部	ア 医療救護班の編成・派遣 イ 医療救護班による医療救護活動 ・傷病者に対する応急処置及び医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ウ 救護所の設置・運営	救護所等
11 自衛隊	ア 被災者の救出・救助 イ 航空機による傷病者の広域医療搬送活動	災害現場等 DMAT・S CU本部

## 2 情報収集と伝達

### (1) 災害時の情報伝達手段の確保

- ・ 地震等による通信手段の途絶（一般電話や携帯電話等の通常の通信手段が一時的又は長期にわたり使用不可）に備え、平時から複数の通信手段を確保する必要がある。
- ・ 調整本部は、一般電話、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、防災行政ネットワーク（衛星回線）等のうち使用可能な通信手段を活用し、災害拠点病院等の関係機関と連絡を行い、迅速かつ的確に被災状況を把握するとともに、インターネット等を使って、県民に対して医療救護に関して必要な情報を提供する。

### (2) 情報収集・提供体制

- ・ 調整本部は、上記通信手段を活用し、広域健康福祉センター（医療圏別調整本部を含む）、市町、災害拠点病院等、県医師会をはじめとする医療関係団体等と連携しながら、医療施設の被災状況等について一元的に情報の収集・伝達を行う。
- ・ インフラの被害状況や交通状況など医療以外の情報については、県災害対策本部と情報を共有する。
- ・ 広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所は、管内医療施設の被災状況を調査し、調整本部に情報を報告する。
- ・ 入院患者の安否確認（負傷状況、転送状況等）、建物、ライフライン、医療機器等の状況、診療体制等の状況等を把握するため、EMISの情報から収集するほか、医療機関や市町への聴取や、必要に応じて直接医療機関に出向いて確認する。
- ・ 必要に応じて、EMISに入力できない医療機関の情報を代行入力する。
- ・ EMIS参加医療機関は、可能な限りEMISに上記情報を入力し、随時情報を更新するものとする。

### (3) 県民への情報提供

- ・ 調整本部は、診療可能な医療機関情報等の県民の必要とする情報について、とちぎ医療情報ネット（県ホームページ）のほか、県災害対策本部を通じて、報道機関等の協力を得て必要な情報を提供する。

### 3 救護所の設置

救護所では、災害拠点病院等へ円滑に傷病者を搬送するため、原則として、トリアージや必要な応急処置を行う。

なお、救護所自体での傷病者の収容（入院等による本格的な治療）は行わない。

#### (1) 主な役割

- ・ 重症者、中等症者、軽症者等の治療優先順位の振り分け（トリアージ）
- ・ 重症者及び中等症者の応急処置並びに軽症者に対する処置
- ・ 災害拠点病院など後方医療施設への患者搬送の要請
- ・ 医療救護活動の記録
- ・ 遺体搬送の手配

※搬送及び遺体安置所への収容は、市町災害対策本部が関係機関・団体等の協力を得て行う。

※「後方医療施設」とは  
被災を免れ、施設の機能が保たれており、医療活動が継続できる全ての医療施設を指す。

#### (2) 設置基準

市町は、以下の基準を目安として救護所を設置する。

- ア 当該市町内の医療施設の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき
- イ 医療施設が多数被災し、十分な診療機能を発揮できないと判断したとき
- ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき

#### (3) 設置場所

市町は、以下の点に留意して救護所の設置場所を決定する。

なお、平時から、被害想定等に基づき候補場所を選定しておく必要がある。

- ア 特に被害の甚大な地域に配置する
- イ 負傷者が多数見込まれる地域に配置する
- ウ 医療施設の診療機能が低下している地域に配置する
- エ 負傷者が集まりやすい場所に配置する
- オ ライフラインの確保が容易な場所に配置する
- カ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さが確保できる場所に配置する

#### (4) 初動

- ・ 救護所となっている医療機関は、地震発生後、市町災害対策本部の指示又は医療機関の長の判断で、施設内に救護所を立ち上げる。
- ・ 医療機関以外の場所の救護所については、市町の立ち上げ要員が速やかに必要な資機材を所定の場所に運び込むなどして救護所を設置するとともに、担当する医師、看護師、薬剤師等は市町災害対策本部の指示又は自らの判断で所定の救護所に集合する。
- ・ 医療機関に置かれた救護所は、被災状況、医療提供の可否等について、市町災害対策本部に連絡するとともに、速やかにEMISへ必要事項を入力する。なお、被災等により入力できない場合は、広域健康福祉センター（宇都宮地区にあっては宇都宮市保健所）に代行入力を要請する。

- ・ 救護所の施設の管理者及び医師等は、DMAT現場活動指揮所が設置された場合、また医療救護班等を受け入れた場合には、その活動に協力する。
- ・ 救護所の医薬品等の供給、給食、給水等については、市町災害対策本部が行う。

#### (5) 設置の報告

- ・ 市町は、救護所を設置した場合、以下の事項について調整本部及び広域健康福祉センターへFAX等により速やかに報告することとする。

- |   |                  |
|---|------------------|
| ア | 設置場所             |
| イ | 救護所への連絡方法及び責任者氏名 |
| ウ | 傷病者の状況(人数、傷病程度等) |
| エ | 医療救護活動の状況        |
| オ | 医療救護班の派遣の必要性     |
| カ | 医薬品等の必要性         |

#### (6) 設置の広報

- ・ 市町は、救護所の設置後、速やかに広報車や防災行政無線等を使用して、救護所の開設状況等を地域住民に広報する。
- ・ 県は、市町から救護所設置の報告を受理後、速やかに県内救護所の開設状況等をとちぎ医療情報ネット（県ホームページ）のほか、県災害対策本部を通じて、報道機関等の協力を得て必要な情報を提供する。

## 4 DMAT・医療救護班・ドクターヘリの活動

救護所等で活動するDMAT・医療救護班・ドクターヘリは、効率的な医療救護活動が実施できるよう、互いに連携して活動するものとする。

### (1) DMAT（災害派遣医療チーム）の編成

- ・ DMATは、災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ DMAT1隊の構成は、医師、看護師、業務調整員各1名以上の概ね5名の編成を基本とする。
- ・ 災害の規模に応じ、DMATの活動が長期間に及ぶ場合には、2次隊、3次隊等の追加派遣で対応する。

### (2) DMATの活動内容

- ・ DMATは、原則として県が指定する場所（DMAT本部、被災地内の災害拠点病院、SCU等）に参集・出動し、主に次の業務を行う。
  - ア DMAT本部活動  
統括DMATの指示に基づき、DMAT本部（DMAT調整班、DMAT活動拠点本部等）において、災害状況の収集、伝達、DMATの業務に係る調整等を行う。
  - イ 病院支援活動  
派遣先の病院長の指示に基づき、当該病院の医療活動を支援する。
  - ウ 現場活動  
DMAT活動拠点本部又は統括DMATの指示に基づき、消防機関等と連携し、トリアージや緊急処置等に従事する。
  - エ 救護所・避難所支援活動  
救護所又は避難所を統括する責任者の指示に基づき、救護所又は避難所において、医療救護活動を行う。
  - オ 地域医療搬送（域内搬送）活動  
被災地域内での傷病者搬送時における診療に従事する。
  - カ 広域医療搬送（域外搬送）活動  
SCU及び航空機内において、患者の症状の安定化、搬送トリアージ、機内での患者の症状監視と必要な処置を行う。

### (3) 医療救護班の活動内容

- ・ 「医療救護班」とは、県、市町、医師会等医療関係団体、日本赤十字社、大学病院、その他医療機関等が編成するすべての救護班（DMATを除く）を対象とする。
- ・ 医療救護班は、DMATと同様に、原則として派遣依頼した県、市町等が指定する場所（救護所、避難所、病院等）に参集・出動し、主に次の業務を行う。
  - ア 病院支援
  - イ 現場活動

- ウ 救護所・避難所支援
- エ 地域医療搬送（域内搬送）

#### (4) ドクターヘリの活動内容

- ・ 「ドクターヘリ」とは、救急医療用機器などを装備し、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターである。
- ・ ドクターヘリは、基地病院である獨協医科大学病院に常駐し、平時は、消防機関からの要請により、現場に出動する。
- ・ 災害時においては、ドクターヘリは、「栃木県ドクターヘリ運航要領」に基づき、以下の手続等により、被災地域において運航することができる。

##### ※「栃木県ドクターヘリ運航要領」

##### 3 災害時の運航

##### (1) 災害時の運航手続

- ① 基地病院の長は、次の i 及び ii のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。
  - i. 知事又は栃木県災害医療本部長（以下、「知事等」という。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
  - ii. 厚生労働省DMAT事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。
- ② ①-i による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。
- ③ ①-ii による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。
- ④ 基地病院の長は、②及び③に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。
- ⑤ 知事等又は②及び③までの運航の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航スタッフを被災地域に派遣することができる。

##### (2) 災害時の指揮

- ① ドクターヘリが（1）-②及び③に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。
- ② ドクターヘリは、①に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ③ ②の場合において、被災地における災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）の活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ④ 被災した都道府県の災害対策本部等は、①による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

##### (3) 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- ② 患者の後方病院への搬送
- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドク

## 5 傷病者の搬送

### (1) 傷病者の搬送調整

- ・ 救護所、被災地内医療施設でのトリアージ結果に基づき、救護所、医療施設等に対応できない重症患者等については、疾患内容に応じて、緊急治療群から順次、災害拠点病院等の後方医療施設へ搬送する。
- ・ 搬送先の決定に当たっては、被災地内外の医療施設の受入可能状況の情報が必要となるので、EMIS等を参照する。
- ・ 地域の災害医療コーディネーターは、被災地外への搬送など調整が必要になる場合は、統括災害医療コーディネーターと連携して搬送先を調整する。
- ・ 災害拠点病院は、入院患者の転送要請数等について、EMIS等を活用して調整本部（総合調整班）に報告し、搬送に関する調整を要請する。
- ・ 災害拠点病院は、救護所、医療機関等から搬送される中等症者、重症者等について、院内で対応が困難な場合は、調整本部（総合調整班）に搬送に関する調整を要請する。

### (2) 地域医療搬送（域内搬送）

#### ア 消防機関等による搬送

- ・ 消防機関、警察、自衛隊をはじめとする関係機関は、災害現場又は医療機関から、後方医療施設等へ、救急車等により傷病者を搬送する。

#### イ 航空機による搬送

##### (ア) 栃木県ドクターヘリ

- ・ 栃木県ドクターヘリ（基地病院：獨協医科大学病院）は、栃木県ドクターヘリ運航要領に基づき、県と協議の上、被災地域の傷病者の救命処置及び搬送に当たる。

##### (イ) 消防防災ヘリ、自衛隊ヘリ等

- ・ 調整本部（総合調整班）は、航空機での搬送が適切と判断された傷病者が多数発生した場合、必要に応じて県災害対策本部に航空機搬送の要請を行う。
- ・ 県災害対策本部は、ドクターヘリのほか、被災地域内の医療救護施設から広域医療搬送拠点に患者を搬送する航空機の機体を調整し、調整本部（総合調整班）に伝達する。
- ・ 調整本部（総合調整班）は、DMAT調整班、DMAT・SCU本部及び災害拠点病院等に調整結果を伝える。
- ・ 調整本部（総合調整班）は、県災害対策本部と協議し、地域医療搬送に当たるドクターヘリ及び航空機の燃料の確保に努める。

### (3) 広域医療搬送（域外搬送）

#### ア 広域医療搬送の決定及び航空機の調整

- ・ 広域医療搬送とは、被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重症患者を、航空機を利用して、県内の広域医療搬送拠点から被災地域外の都道府県が設置した広域医療搬送拠点へ航空搬送し、搬送先（被災地域外の都道府県）の医療機関で本格的な救命処置を実施するものである。
- ・ 調整本部は、国が策定する広域医療搬送計画を受けて、直ちに地域医療搬送計画を策定し、医療機関や消防機関等の協力を得て、各災害拠点病院等から広域医療搬送拠点への傷病者搬送を実施する。

#### イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営

##### (ア) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）

- ・ 「航空搬送拠点臨時医療施設（SCU（Staging Care Unit））」とは、主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるものである。
- ・ 本県における広域医療搬送拠点は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地となる。

##### (イ) DMAT・SCU本部の設置・運営

- ・ 調整本部（DMAT調整班）は、自衛隊、DMAT、消防機関等と協力して、北宇都宮駐屯地内にDMAT・SCU本部を設置してSCUを立ち上げるとともに、参集するDMATと連携して運営する。
- ・ DMAT・SCU本部に先着したDMATは、県、厚生労働省等と連携し、DMAT・SCU本部の立ち上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に、先着したDMATの責任者から到着した統括DMAT登録者に権限を委譲する。
- ・ DMAT・SCU本部は、本部要員として、災害医療センター等から派遣される要員、県内外の統括DMAT等の支援を受ける。

##### (ウ) DMAT・SCU本部の役割

DMAT・SCU本部は、主に次の業務を行う。

- |                                    |
|------------------------------------|
| a 参集したDMATの指揮及び調整                  |
| b 診療部門、医療搬送部門の設置及び運営               |
| c 広域医療搬送等に関する情報収集                  |
| d 広域医療搬送患者の情報管理                    |
| e 搬送手段の調整                          |
| f 地域における受入医療機関の調整                  |
| g DMAT調整班（DMAT県調整本部）、調整本部等との連絡及び調整 |
| h 消防、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整         |
| i ドクターヘリの運航と運用に関わる調整               |
| j 厚生労働省との情報共有                      |

## 6 医薬品、医療機器類（衛生材料含む）の供給体制

県は、大規模な災害発生時に、救護に必要な医療用医薬品及び医療機器類を迅速かつ的確に供給するために、栃木県医薬品卸協会に委託し、県内各営業所をサプライ基地及びバックアップ事業所に指定して、それぞれに医薬品を備蓄するとともに、統括災害医療コーディネーター及び医療圏別調整本部（地域災害医療コーディネーター）と連携した供給（サプライ基地を供給拠点とした）体制を整備する。

- ・ 委託先 栃木県医薬品卸協会、栃木県医療機器販売業協会員
- ・ 備蓄場所 県内医薬品卸売業者：6業者、20営業所  
(サプライ基地5営業所、バックアップ基地15営業所)  
(県内を3ブロックに区分し、それぞれにサプライ基地及びバックアップ事業所を設置し、相互補完する。)
- ・ 備蓄品目 医療用医薬品：108品目  
医療機器類（衛生材料含む）：80品目

## 7 宇都宮市との連携

### (1) 情報の共有及び連絡体制

#### ア 災害時の情報伝達手段の確保

- ・ 地震等による通信手段の途絶（一般電話や携帯電話等の通常の通信手段が一時的又は長期にわたり使用不可）に備え、平時から複数の通信手段を確保する必要がある。
- ・ 調整本部は、一般電話、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、防災行政ネットワーク（衛星回線）等のうち使用可能な通信手段を活用し、宇都宮市保健所と連絡を行い、迅速かつ的確に被災状況を共有するとともに、インターネット等を使って、災害拠点病院等の関係機関及び県民に対して医療救護に関して必要な情報を提供する。

#### イ 情報共有・提供体制

- ・ 調整本部は、上記通信手段を活用し、広域健康福祉センターと同様に、宇都宮市保健所と連携しながら、医療施設の被災状況等について一元的に情報の収集・伝達を行う。
- ・ 調整本部は、インフラの被害状況や交通状況など医療以外の情報について、県災害対策本部と情報を共有し、必要に応じて宇都宮市保健所に情報提供する。
- ・ 宇都宮市保健所は、管内医療施設の被災状況を調査し、調整本部に情報を報告する。
- ・ 宇都宮市保健所は、入院患者の安否確認（負傷状況、転送状況等）、建物、ライフライン、医療機器等の状況、診療体制等の状況等を把握するため、EMISから情報収集するほか、医療機関への聴取や、必要に応じて直接医療機関に出向いて確認する。
- ・ 宇都宮市保健所は、必要に応じて、EMISに入力できない医療機関の情報を代行入力する。
- ・ 宇都宮市保健所は、必要に応じて、調整本部に職員を派遣するなど、連携して対応する。

### (2) 地域災害医療コーディネーターの活動

- ・ 宇都宮市保健所は、調整本部の設置基準を満たす大規模災害が発生した場合、速やかに調整本部に宇都宮市災害医療本部の設置の有無、市内医療機関の被災状況等を伝達するとともに、市内での災害医療コーディネーターの活動が必要と判断した場合は、調整本部に地域災害医療コーディネーターの派遣を要請する。
- ・ 県は、宇都宮市保健所から上記の派遣要請があった場合、統括災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、宇都宮市に所在する医療機関の災害医療コーディネーターの活動場所を指示する。
- ・ 宇都宮市に所在する医療機関の災害医療コーディネーターは、県からの要請に基づき、県から指示された活動場所において、活動場所の指揮のもとで、地域内の被災者の受入先に関する総合調整等を行う。

### (3) DMAT・医療救護班・ドクターヘリ等の派遣

- ・ 宇都宮市保健所は、市のみでは対応できない広域的な医療救護活動が必要と判断した場合は、調整本部にDMAT・医療救護班・ドクターヘリ等の派遣を要請する。
- ・ 県は、参集した統括災害医療コーディネーターや統括DMAT登録者の判断に基づき、災害拠点病院等に対してDMAT・医療救護班・ドクターヘリ等の派遣要請を行う。

### (4) 傷病者の搬送

- ・ 宇都宮市保健所は、市のみでは対応できないなど、市外への広域搬送が必要と判断した場合は、調整本部に傷病者の搬送調整を要請する。
- ・ 調整本部（総合調整班）は、宇都宮市保健所から傷病者の搬送調整があった場合、宇都宮市内に所在する医療機関の地域災害医療コーディネーターと連携し、市外の後方医療施設を調整する。

## 8 平時の取組

### (1) 関係機関による検討体制

- ・ 県は、災害時における迅速かつ的確な対応を行うための新たな災害医療体制を検討し整備するため、災害医療コーディネーター、栃木県医師会をはじめとする医療関係団体、消防機関、宇都宮市保健所、自衛隊等で構成される「栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会（以下、「検討部会」という。）」を設置し、平時から災害時の医療救護活動に関する連携体制の整備を図る。
- ・ 広域健康福祉センターは、地域における災害医療体制の具体的な整備内容等について検討するため、災害医療コーディネーター、郡市医師会をはじめとする地域の医療関係団体、消防機関、市町等で構成される「栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会地域分科会」を設置し、平時から地域における災害時の医療救護活動に関する連携体制の整備を図る。
- ・ 県は、栃木県DMATの運用、研修等についての検討、活動の検証を行うため、災害拠点病院（DMAT指定医療機関）、栃木県医師会、日本赤十字社栃木県支部、自衛隊、消防機関、警察本部等で構成される「栃木県DMAT連絡協議会」を設置し、平時からDMATの活動に関する連携体制の整備を図る。

### (2) 訓練・研修、人材育成

- ・ 県は、検討部会での検討に基づき、災害拠点病院等の関係機関と連携し、災害時に対応するため、県・市町総合防災訓練、DMAT実動訓練等、必要な訓練を実施する。
- ・ 県は、国が行うDMAT研修や災害医療従事者研修等への参加を促進し、災害医療従事者の知識・技能向上を図るなど、人材育成に努める。

### (3) 災害時医療救護活動のための体制整備

#### ア 県（広域健康福祉センター）

- ・ 県は、災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT、栃木県医師会等の医療関係団体、消防機関、市町、自衛隊等との連携体制の強化に努める。
- ・ 広域健康福祉センターは、地域における災害拠点病院、災害医療コーディネーター、郡市医師会等の医療関係団体、管轄消防機関、管内市町との連携体制の強化に努める。
- ・ 県は、災害医療コーディネーターや統括DMAT登録者等の助言を踏まえて、調整本部を中心とした、医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制の整備を図る。
- ・ 広域健康福祉センターは、地域災害医療コーディネーター等の助言を踏まえて、医療圏別調整本部を中心とした、医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制の整備を図る。
- ・ 県は、災害拠点病院及びDMAT指定医療機関の指定、災害医療コーディネーターの委嘱等を行うほか、あらかじめ、災害時に調整本部に出務要請する統括災害医療コーディネーター、統括DMAT等を複数指名する。
- ・ 県は、災害拠点病院等の耐震化整備、ヘリポート設置、DMAT体制整備等を促進する。
- ・ 県は、神経難病等により、在宅で人工呼吸器等を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易とする連絡体制を整備するとともに、透析医療機関が被災した場合に備えて、通院透析患者を他施設へ迅速に収容する体制を整備する。
- ・ 県は、災害医療をとりまく環境の変化や医療救護に関する実動訓練を実施した結果等をもとに、

内容を検証し、本マニュアルの実効性を追求するため、随時見直しを行う。

## イ 市町

- ・ 市町は、広域健康福祉センターが開催する会議に参加するなど、地域における災害時の医療救護活動に関する関係機関との連携体制の強化に努める。
- ・ 市町は、平時から、救護所の設置場所等について、被害想定等に基づき候補場所の選定に努める。

## ウ 医療機関

- ・ 医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成に努める。
- ・ 人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましい。

## エ 災害拠点病院（DMAT指定医療機関）

- ・ 災害拠点病院は、県（広域健康福祉センター）が開催する会議に参加するなど、災害時の医療救護活動に関する関係機関との連携体制の強化に努める。
- ・ 災害拠点病院は、国が示す災害拠点病院指定要件を満たすための体制整備に努める。
- ・ 災害拠点病院は、DMAT登録者の研修・訓練への参加に努めるほか、平時から、連絡体制などDMAT派遣の準備を整えるものとする。
- ・ 災害拠点病院は、あらかじめ、当該施設内に災害時にDMAT活動拠点本部として使用する場所を確保する。

## オ 医療関係団体

- ・ 栃木県医師会をはじめとする医療関係団体は、県（広域健康福祉センター）が開催する会議に参加するなど、災害時の医療救護活動に関する関係機関との連携体制の強化に努める。

## 第3章 医療圏別保健医療福祉調整本部の活動

### 1 はじめに

#### (1) 本章の位置付け

本章では、地震、風水雪害等の災害が発生した際に、健康福祉センターが被災地において「栃木県地域防災計画」や「災害時応急活動マニュアル」等に掲げられている保健福祉班に係る各種業務を円滑に行うことで、県民の生命、身体等を災害から守ることができるように、平常時からの対応を含めた活動内容等を明示している。

なお、本章は各健康福祉センターが対応する基本的事項を示したものであり、各健康福祉センターにおいては、地域の実情に応じた体制の構築等が必要となることから、対応の詳細については、各健康福祉センターの災害時活動マニュアル等の取り決めに委ねるものである。

～本章の変遷～

- |         |   |
|---------|---|
| 平成13年3月 | 健康福祉センターの機能強化の一環として、平成10年8月末豪雨災害等の教訓を生かし「健康福祉センター災害時活動マニュアル」を策定   |
| 平成29年3月 | 平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨等に係る検証や組織改編等を踏まえ「健康福祉センター災害時活動マニュアル」を改訂  |
| 令和3年3月  | 令和元年東日本台風に係る検証や保健医療調整本部設置を踏まえ改訂し、「健康福祉センター災害時活動マニュアル」を「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル」第3章に位置づけ   |
| 令和5年3月  | 保健・医療・福祉の連携が重要であることを踏まえて、厚生労働省から発出された「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制整備について」（令和4年7月22日付け）に基づき、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」に見直し、「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を第2章「医療救護活動」に位置づけるため改訂 |

#### (2) 医療圏別保健医療福祉調整本部設置基準

栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号）に規定する現地災害対策本部が設置される場合又は（調整）本部長が必要と認める場合（第1章の1を参照）は、被災地に医療圏別保健医療福祉調整本部を設置する。【設置要綱第6条】

#### (3) 所掌事務

医療圏別調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- ア 災害時に被災した地域の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- イ 災害及び被害状況等に関する情報の収集、調整本部への報告に関すること。
- ウ 関係市町及び医療圏内の関係機関等との連絡調整に関すること。
- エ 地域災害医療対策会議の開催に関すること。

オ その他医療圏別本部長が必要と認める業務に関すること。

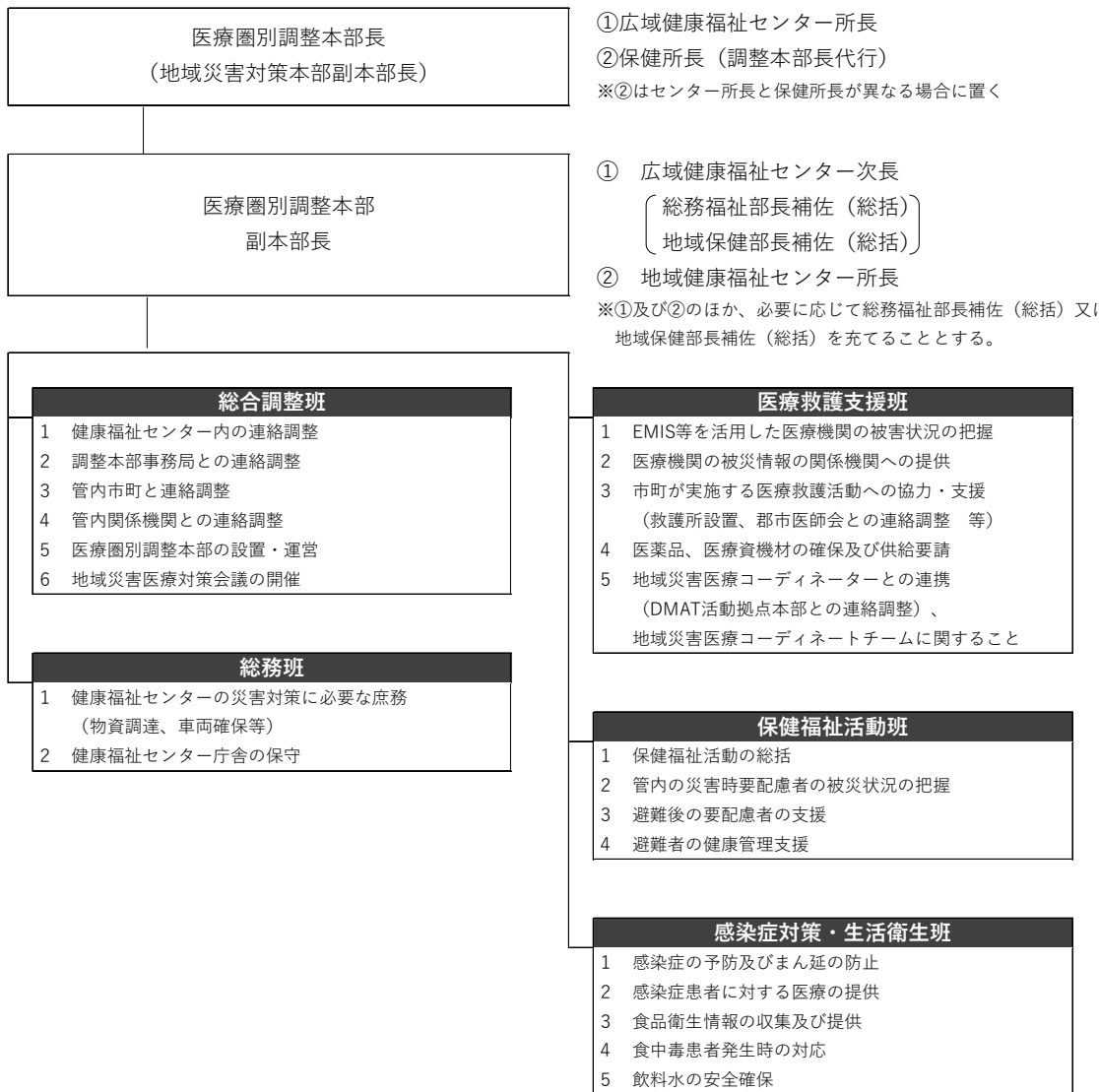
(4) 設置場所 (第2章の1の⑥を参照)

被災地内の広域健康福祉センターを基本とし、状況に応じて災害拠点病院等と調整する。

(5) 組織・体制

医療圏別調整本部は、医療圏別本部長、医療圏別副本部長及び医療圏別本部員をもって構成する。医療圏別本部長には広域健康福祉センター所長を、医療圏別副本部長には広域健康福祉センター次長及び地域健康福祉センター所長を、医療圏別本部員にはセンター内から必要な職員をもって充てる。

なお、別に定める「栃木県災害時保健師活動ガイドライン」に基づき、圏域統括保健師は、管内市町との連絡調整を行い、必要な事項を調整本部へ報告するとともに、市町の応援・受援に関することを担う。



## 2 健康福祉センターにおける災害対応等

### (1) 各班の平常時業務における基本的対応事項

班の名称	基本的対応事項
総合調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町、関係機関等との連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の市町、郡市医師会等関係機関との災害時における連絡窓口の確認</li> <li>・連絡調整、協力が必要となる業務の確認</li> </ul> </li> <li>2 所内の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本章に関連する県の各種計画やマニュアルの確認・周知</li> <li>・本章の見直し及び必要に応じた改正</li> <li>・災害時の連絡体制、指示系統の確認・周知</li> <li>・所内会議構成員等の確認・周知</li> <li>・センターにおける災害時の活動拠点となる場所の決定</li> </ul> </li> <li>3 管内の社会資源の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、社会福祉施設等の把握</li> </ul> </li> <li>4 市町の地域防災計画等の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の市町が策定している地域防災計画、ハザードマップや災害時対応マニュアル等の確認</li> <li>・管内市町の各種計画やマニュアル等の変更・改正点について所内への周知</li> <li>・上記確認による必要時、本章の改正・所内周知</li> </ul> </li> <li>5 関係機関の災害時における対応マニュアル等の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関が作成しているマニュアル等の確認</li> <li>・関係機関が作成している災害時対応マニュアル等の変更・改正点について所内周知</li> <li>・上記確認による必要時、本章の改正・所内周知</li> </ul> </li> <li>6 医療機関等における災害発生時の体制確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法に基づく立入検査の際等において災害発生時の体制の確認及び指導</li> <li>・災害対策マニュアル、BCP（Business Continuity Plan▶ 事業継続計画）等の関連計画、訓練の実施状況等の確認</li> </ul> </li> <li>7 避難所支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内避難所の場所、収容人数、設備等の確認</li> <li>・管内避難所の備蓄及び食事提供方法（食料、飲料水、食物アレルギー対応食品等）の確認</li> <li>・管内市町のEMIS（Emergency Medical Information System▶ 広域災害救急医療情報システム）による避難所状況の入力の可否の確認</li> <li>・避難所の被災者の健康状態チェックリストの作成、確認</li> </ul> </li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員連絡網の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉センター所長以下所内全職員に係る職員連絡網の作成</li> <li>・勤務時間外非常招集伝達体制配備要員編制表を作成、随時更新</li> <li>・災害時連絡員を選定、保健福祉課地域保健担当への報告（様式4号）</li> </ul> </li> <li>2 庁舎管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内危険箇所を把握</li> <li>・備品等の転倒防止策</li> </ul> </li> <li>3 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理者と連携し防災訓練を実施</li> <li>・管内市町及び関係機関と訓練を実施し、通信状態やEMISの入力手順の確認</li> <li>・衛星電話の通信訓練（月1回程度）</li> <li>・非常用発電機の稼働、作動状態の確認（月1回程度）</li> </ul> </li> </ol>

班の名称	基本的対応事項
総務班	<p>4 地域住民に対する応急手当法等の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A E D (Automated External Defibrillator▶ 自動体外式除細動器) 使用法の訓練の定期的な実施</li> </ul> <p>5 市町の地域防災計画等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内の市町が策定している地域防災計画や災害時対応マニュアル等のうち災害対策活動の庶務に係る部分の確認</li> </ul> <p>6 物資の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の必要物資のリスト作成</li> <li>・ 必要物資の保管及び機器の作動状況の定期的な確認</li> <li>・ 必要に応じて必要物資の補充</li> <li>・ 災害時のガソリン確保に関する協定の確認</li> <li>・ 大規模災害時の緊急通行車両確認標章 (及び災害派遣等従事車両証明書)の申請手順の確認</li> </ul> <p>7 公用車の定期的な整備、点検</p>
医療救護支援班	<p>1 管内の医療提供体制等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内医療機関の診療に関する情報の確認</li> <li>・ 管内医療機関の被災状況等の情報収集方法 (E M I Sの活用等) の確認</li> </ul> <p>2 市町、関係機関との事前確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内の市町や関係機関が策定している地域防災計画やマニュアル等のうち医療救護活動に係る部分の確認</li> </ul> <p>3 災害医療体制の整備、確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域災害医療体制運用マニュアル」の見直し、改正</li> <li>・ 災害医療コーディネーター等と災害時対応についての認識の共有</li> <li>・ 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会地域分科会を開催し、災害時の連絡体制や会議の開催についての情報共有</li> <li>※各地域の「災害医療体制運用マニュアル」を参照</li> </ul> <p>4 健康福祉センターが組織する救護支援班の体制確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携行品のリスト表の作成、準備</li> <li>・ 応急手当等研修の実施 (総務省消防庁のトリアージの全国統一基準確認等)</li> </ul> <p>5 会議等における管内関係機関の間での災害時の連絡体制等の共有</p>
保健福祉活動班	<p>1 災害時要配慮者*の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に支援が必要な生活保護受給者のリスト作成</li> <li>・ 災害時に支援が必要な精神障害者のリスト作成</li> <li>・ 災害時に支援が必要な医療的ケア児の把握と同意者の災害時支援計画の作成、市町との情報共有</li> <li>・ 災害時に支援が必要な難病患者の把握と人工呼吸器装着者等の電源確保、避難計画等の作成</li> <li>・ 健康福祉センターが把握している要配慮者リストのうち、災害時に入手困難となると想定される薬剤と服用患者の把握等</li> </ul> <p>2 市町や関係機関との連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内の市町や関係団体との連絡体制の整備 (連絡窓口の明確化等)</li> </ul> <p>3 管内の医療機関との連絡体制の整備</p>

班の名称	基本的対応事項
感染症対策・ 生活衛生班 [感染症対策] [生活衛生対策]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町、関係機関等との連絡体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の市町、郡市医師会等関係機関との災害時における体制の整備（連絡窓口の明確化等）</li> <li>・連絡調整、協力が必要となる業務の確認</li> </ul> </li> <li>2 感染症の発生動向の確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の流行状況を常時把握</li> </ul> </li> <li>3 資材、薬品の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒薬品の確保、資材保管状況の確認</li> </ul> </li> <li>4 避難所支援体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の感染症予防のパンフレットの作成、確認</li> <li>・水害時の消毒方法に関するパンフレットの作成、確認</li> <li>・避難所の食中毒予防のパンフレットの作成、確認</li> </ul> </li> <li>5 火葬場の処理能力等の把握               <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場の火葬処理能力の把握</li> <li>・多数の死者が出た場合の一時遺体安置場所について市町に確認</li> </ul> </li> <li>6 飲料水の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲用井戸を利用している施設や地域を把握し、水質検査の状況確認</li> </ul> </li> </ol>

上記基本的対応事項については、平常時から各健康福祉センターにおいて整備、把握、確認等を行うべき事項として列記しているが、管内の状況等を踏まえ広域・地域の連携のもと各健康福祉センター所長の判断により適宜実施するものとする。

\* 災害時要配慮者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などと定義される。本章で対象とする災害時要配慮者は、「重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）及び精神障害者等のうち健康福祉センターが支援対象とする者及び生活保護受給者等の健康福祉センター業務に関する訪問対象者のうち健康福祉センター所長が必要と認めた者」を指す。

(2) 災害発生時における基本的な班編制

網掛け部分については、医療圏別調整本部設置時にのみ該当する内容を記載している。

班 名	活動の基本
総合調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉センター内の連絡調整</li> <li>2 調整本部事務局との連絡調整</li> <li>3 管内市町との連絡調整</li> <li>4 管内関係機関との連絡調整</li> <li>5 医療圏別調整本部の設置・運営</li> <li>6 地域災害医療対策会議の開催</li> </ol>
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉センターの災害対策に必要な庶務（物資調達、車両確保 等）</li> <li>2 健康福祉センター庁舎の保守</li> </ol>
医療救護支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 E M I S 等を活用した医療機関の被災状況の把握</li> <li>2 医療機関の被災情報の関係機関への提供</li> <li>3 市町が実施する医療救護活動への協力・支援（救護所設置、郡市医師会との連絡調整 等）</li> <li>4 医薬品、医療資機材の確保及び供給要請</li> <li>5 DMAT（Disaster Medical Assistance Team▶ 災害派遣医療チーム）活動拠点本部との連絡調整 地域災害医療コーディネートチームに関すること ※健康福祉センターの医療救護支援活動の詳細は各地域の「災害医療体制運用マニュアル」を参照</li> </ol>
保健福祉活動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健福祉活動の統括</li> <li>2 管内の災害時要配慮者の被災状況の把握</li> <li>3 避難後の要配慮者の支援</li> <li>4 被災者の健康管理支援</li> </ol>
感染症対策・生活衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症の予防及びまん延の防止</li> <li>2 感染症患者に対する医療の提供</li> <li>3 食品衛生情報の収集及び提供</li> <li>4 食中毒患者発生時の対応</li> <li>5 飲料水の安全確保</li> </ol>

- 1 上記の基本編成を踏まえ、各健康福祉センターの実情に応じ担当課を決定すること。（調整本部事務局との連絡調整窓口となる総合調整班は、総務企画課又は総務企画担当を基本とすること。）
- 2 災害発生時においては、職員の参集状況等に応じ各健康福祉センター所長の指示により機動的に対応すること。
- 3 各広域健康福祉センターは所管の地域健康福祉センターとの間で十分な連携を図り対応すること。
- 4 各健康福祉センターにおいて、平常時から I C S（Incident Command System▶ 現場指揮システム）やアクションカード（A C）の活用等による柔軟な業務支援体制について検討、準備しておくこと。

(3) 各配備区分における健康福祉センターの対応事項

配備区分	対応事項
<p>注意体制</p> <p>警戒体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属内の連絡体制の確認</li> <li>2 庁舎の被害状況の確認</li> <li>3 管内の医療機関、市町等の被害状況の把握（5 被害情報等の報告・共有の別表を参照）</li> <li>4 管内の重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）の被害状況の収集・支援</li> <li>5 生活保護受給者や精神障害者等の健康福祉センター業務に関する訪問対象者のうち健康福祉センター所長が必要と認めた者の安否確認・被害状況把握</li> <li>6 管内に設置された避難所の状況把握</li> <li>7 被害情報等を把握した場合には速やかに調整本部事務局に報告 ※保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・報告用）に報告様式（様式2-1号）を格納 ※状況に応じてEMIS（警戒モード等）上の被害情報等を確認</li> <li>8 被害情報等を把握した場合には管内の関係機関に情報提供</li> <li>9 社会福祉施設等については、調整本部各班から依頼があった際には、被害状況を確認する （社会福祉施設等が通信不能な場合や調整本部各班のみでの情報収集が困難な場合に依頼する）</li> </ol>
<p>非常配備体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属内の連絡体制の確保</li> <li>2 職員の参集状況確認</li> <li>3 庁舎の被害状況確認</li> <li>4 管内の医療機関、市町等の被害状況の収集 （EMISの活用を優先）</li> <li>5 管内の重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）の被害状況の収集・支援</li> <li>6 生活保護受給者や精神障害者等の健康福祉センター業務に関する訪問対象者のうち健康福祉センター所長が必要と認めた者の安否確認・被害状況把握</li> <li>7 管内に設置された避難所の状況把握・支援（EMISの活用を優先）</li> <li>8 管内に設置された救護所の状況把握・支援（EMISの活用を優先）</li> <li>9 <u>健康福祉センター救護支援班の救護所・避難所等への派遣調整・支援</u></li> <li>10 支援活動等に必要な物資（衛生材料等）の確保</li> <li>11 収集した被害情報等を調整本部事務局に報告 （EMISの活用を優先）健康福祉センターの代理入力を含む ※保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・報告用）に報告様式（様式2-1号）を格納</li> <li>12 収集した被害情報等を管内の関係機関と共有</li> <li>13 <u>医療圏別調整本部の設置に伴う業務</u></li> </ol>

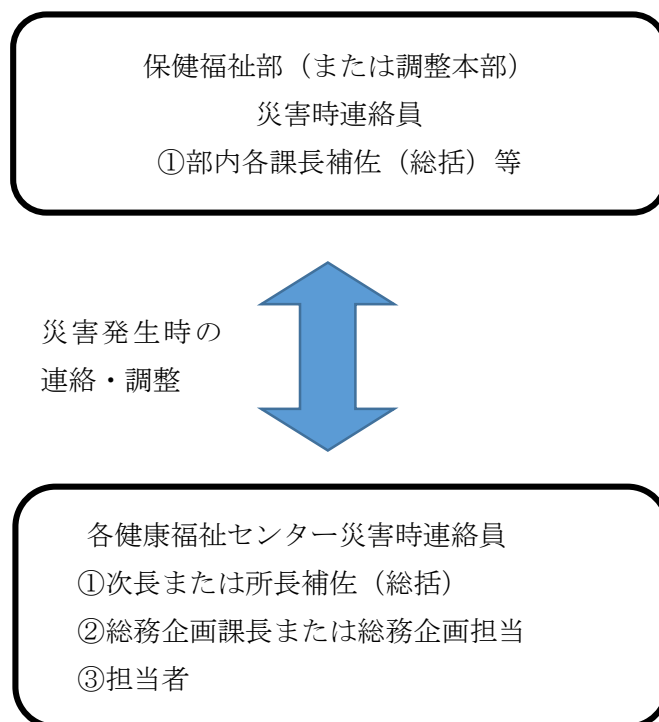
配 備 区 分	対 応 事 項
非 常 配 備 体 制	14 災害対策支部の設置に伴う業務 15 社会福祉施設等については、調整本部各班から依頼があった際には、被害状況を確認する （注意体制・警戒体制の第9項と同様）

- 1 下線については基本的に各広域健康福祉センターが実施する事項
- 2 上記対応事項については、被害状況等を踏まえ広域・地域の連携のもと各健康福祉センター所長の判断により適宜実施するものとする。

#### (4) 災害時連絡員

災害が発生した際（勤務時間内外問わず）に各健康福祉センターと本庁保健福祉部内各課との間で迅速な連絡・調整を行い、的確な人員体制を整えられるよう、各健康福祉センターと部内各課において災害時連絡員を定め、平時より災害時連絡員一覧表を共有する。

なお、人員体制を構築した後の連絡体制については、各健康福祉センター総合調整班と調整本部事務局が主体となり、被害情報等の照会・報告を行うこととする。



#### 《災害時連絡員の保健福祉課への報告》

(1)各広域健康福祉センターは3名、各地域健康福祉センターは2名、本庁各課は2名の災害時連絡員の役職・氏名・居住市町・連絡先を保健福祉課に報告する。

※毎年度4月5日までに様式4号により報告（5日が県の休日の場合には別途指定する日）

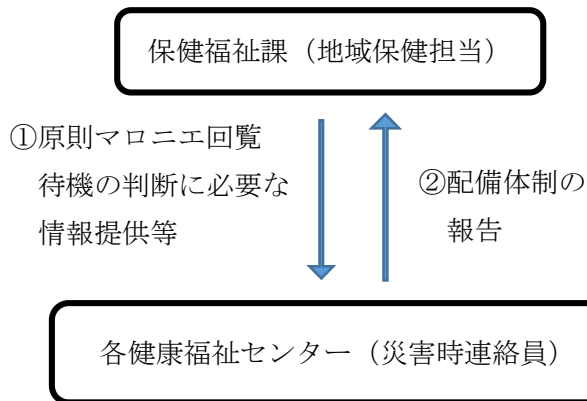
(2)保健福祉課において取りまとめ後、災害時連絡員一覧表を各健康福祉センターに配付する。

(3)年度途中に報告内容に変更があった場合には、保健福祉課宛て速やかに報告する。

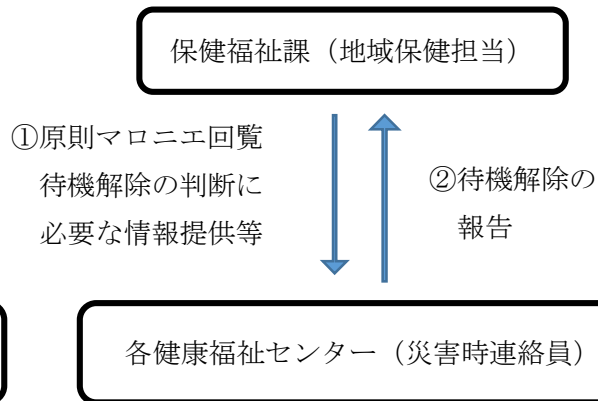
(5) 災害発生時における待機・解除

ア 勤務時間中の対応

(ア) 待機



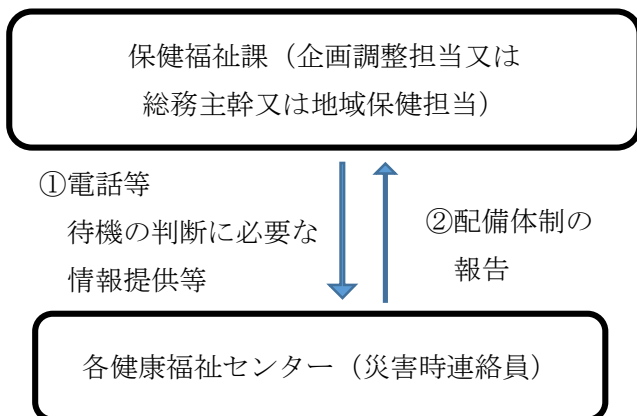
(イ) 待機解除



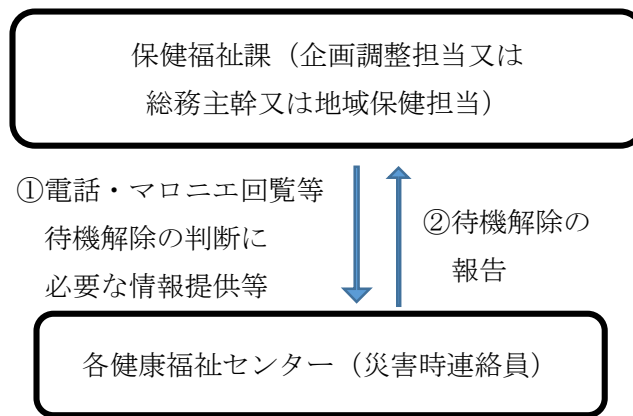
- 1 緊急を要する場合には、電話等を適宜活用する。
- 2 マロニエ回覧の概ね 20 分後に確認済になっていない所属のみ電話連絡を行う。
- 3 広域健康福祉センター及び地域健康福祉センターの双方が活動する場合には、双方の所長の協議により対応する。

イ 勤務時間外（休日・夜間）の対応

(ア) 登庁・待機



(イ) 待機解除



- 1 局地的な災害においては電話を基本とし、広域的な災害においてはマロニエ回覧等を基本とする。
- 2 広域健康福祉センター及び地域健康福祉センターの双方が活動する場合には、双方の所長の協議により対応する。

(6) 休日等勤務時間外における人員体制

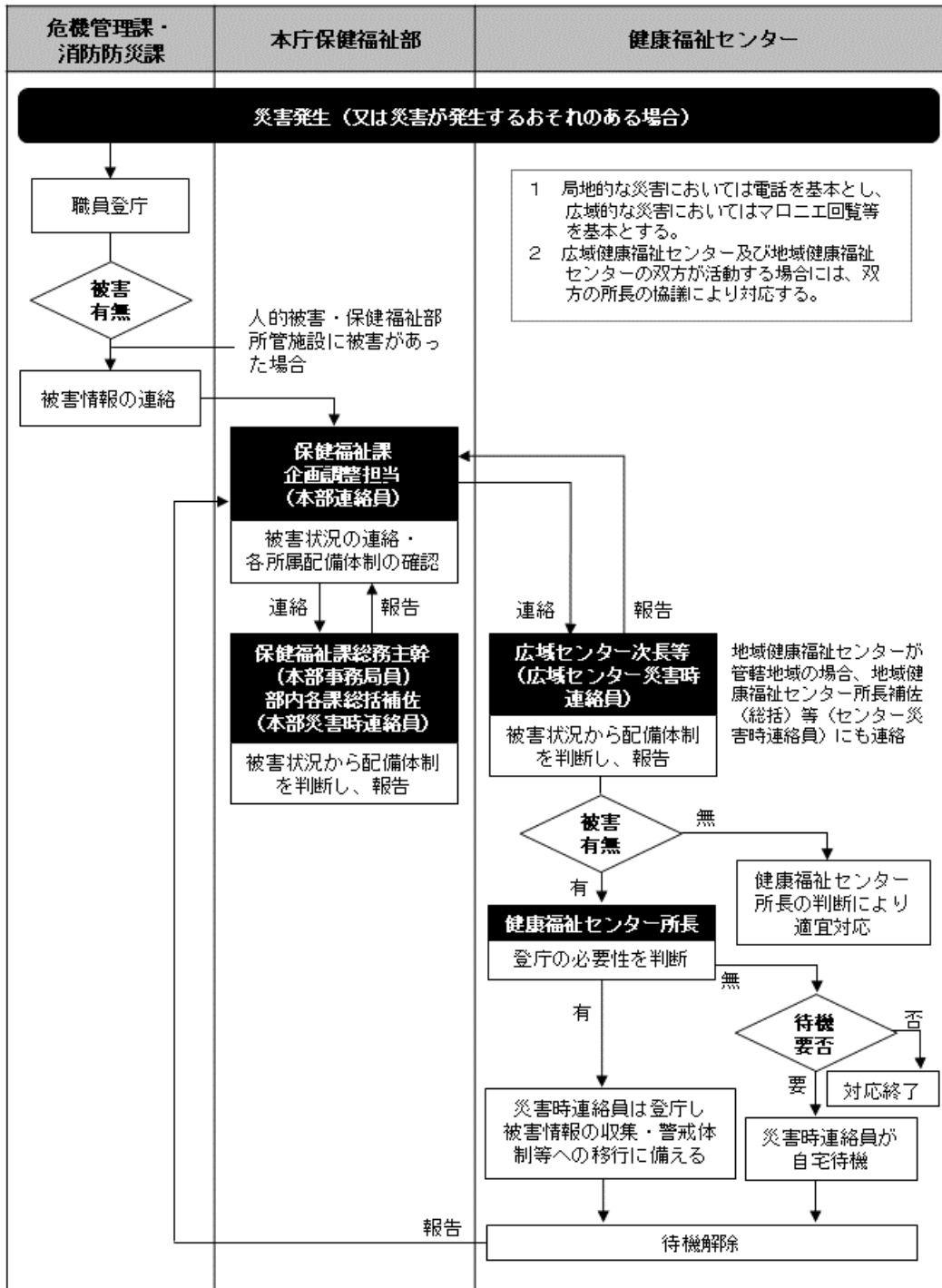
県内において災害が発生した場合の各配備区分における保健福祉部の人員体制

ア 注意体制

【震災】 震度4以下の地震により人的・住家被害が発生した場合

(小規模な災害が発生した場合)

【風水雪】 小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合



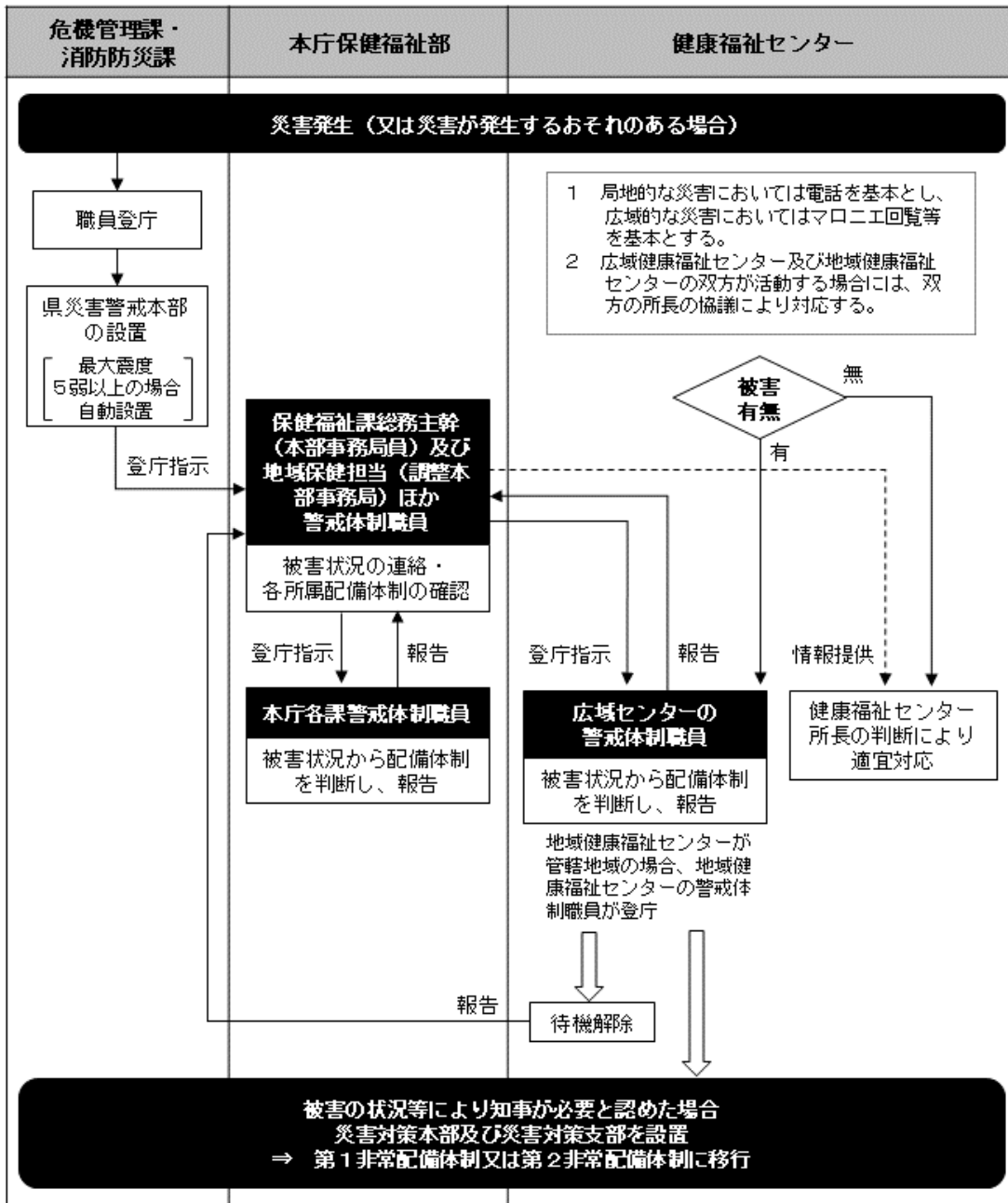
イ 警戒体制

【震災】 最大震度 5 弱強の地震が発生した場合

(①中規模な災害が発生するおそれがある場合②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合)

【風水雪】 第 1 警戒体制：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

第 2 警戒体制（※水害時のみ設置）：大規模な災害の発生が予見される場合



ウ 非常配備体制

【震災】第2非常配備：県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

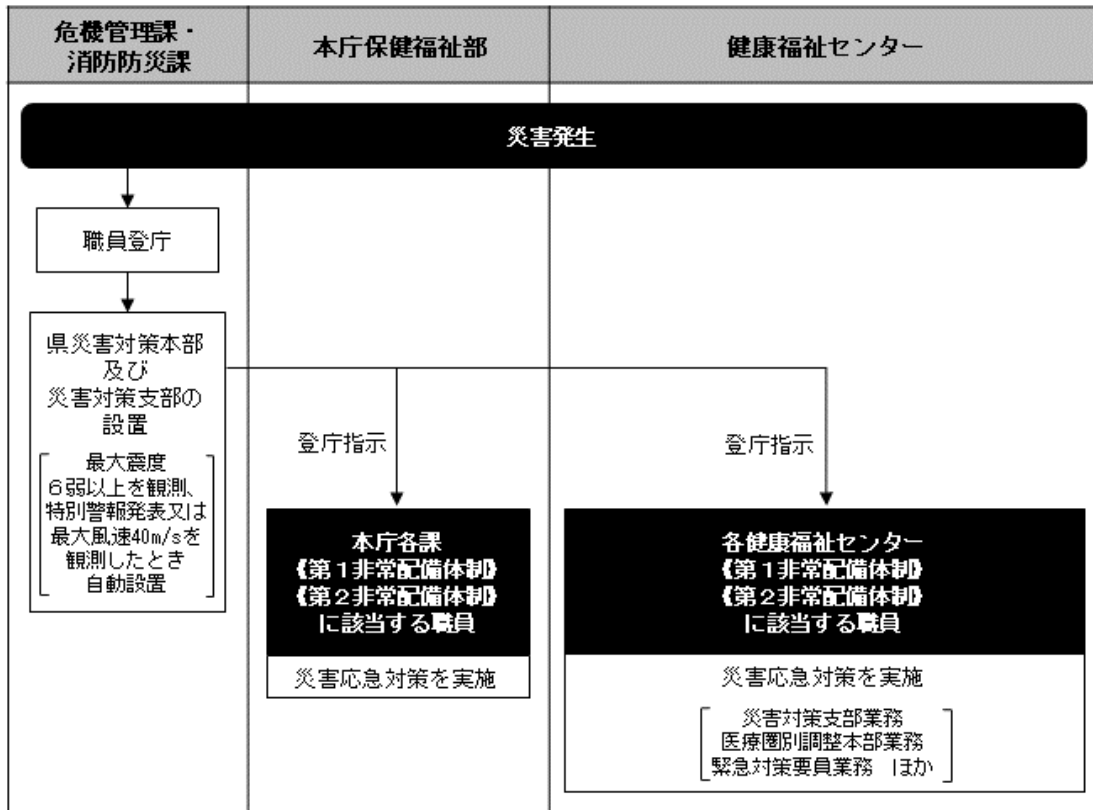
(大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合)

【風水雪】第1非常配備：大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

第2非常配備：①県内に特別警報が発表された場合

②県内で最大風速40m/sを観測したとき

③災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合



### 3 管轄地域外での活動

#### (1) 県内管轄地域外における活動

健康福祉センターの職員が所属する健康福祉センターに出勤することが困難と認められ、かつ最寄りに参集可能な健康福祉センターが存在する場合には、所属長の判断により、最寄りの健康福祉センターにおいて、当該職員を災害対策業務に従事させることができる。

## 4 災害時の時系区分における各班の対応事項

時系区分については序章の6を参照。なお、時系区分は目安として設定したものであるため、被害規模等の状況に応じた活動を展開することが必要である。

各対応事項については、管内の状況等を踏まえ広域・地域の連携のもと各健康福祉センター所長の判断により適宜実施するものとする。

なお、各フェーズにおける支援ニーズや職員の負担を考慮し、必要に応じて総合調整班の調整の下、班制や各班の人員配置を見直すこととする。

### (1) 初動体制の整備から班編制まで

時系区分	対応事項
<p>フェーズ0 (発災～6時間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の点検及び安全確認</li> <li>・ 庁舎のライフラインの状態、通信機器の点検</li> <li>・ 庁舎内での業務の可否を判断</li> </ul> </li>   <li>2 活動本部の設営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動本部となる部屋の準備 (本章、管内地図、ホワイトボード、文具、PC 等)</li> </ul> </li>   <li>3 職員参集状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集している職員を確認</li> <li>・ 参集・連絡してきた職員の被災状況及び登庁の可否を確認</li> <li>・ 参集・連絡のない職員について安否・登庁の可否を確認</li> </ul> </li>   <li>4 調整本部事務局に連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎被害、通信手段状況、職員参集状況を取りまとめ、調整本部事務局に報告 (P. 87 の別記を参照)</li> <li>※ 庁舎被害、ライフライン、通信手段状況等 → 「保健所現状報告システム」により報告</li> <li>職員の被害状況、参集状況等 → 共有エクセルファイル「職員安否確認シート」により報告</li> <li>※ インターネット等が使用できない場合は「庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書」(様式1号)により報告</li> <li>・ 庁舎内において活動が不可能な場合、調整本部事務局に連絡</li> <li>・ 所属する災害対策支部の構成部局の事務所等の活用も想定</li> </ul> </li>   <li>5 基本的な班編制の指示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の状況、職員の参集状況により災害時活動班を編成</li> <li>(2) 所長の指揮下、災害の状況に応じ所内各課職員により次のとおり編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合調整班 → 医療圏別調整本部を設置した場合には、総合調整班が医療圏別調整本部事務局となる</li> <li>・ 総務班</li> <li>・ 医療救護支援班</li> <li>・ 保健福祉活動班</li> <li>・ 感染症対策・生活衛生班</li> </ul> </li> </ol> <p>詳細は、P. 65 「2 (2) 災害発生時における基本的な班編制」を参照</p> <p>《職員の参集が困難な場合》 優先度の高い業務に職員を集約 → 状況に応じ調整本部事務局に応援職員を要請</p> </li> </ol>

(2) 総合調整班

網掛け部分については、医療圏別調整本部設置時にのみ該当する内容を記載している。

時 系 区 分	対 応 事 項
<p>フェーズ0・1 (発災～72時間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の被災状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・P.9「(別表)健康福祉センターの被害状況把握・収集の対象となる施設」の確認</li> <li>・各班から適宜情報収集</li> <li>※E M I Sを中心とした状況把握は医療救護支援班による対応を優先</li> </ul> </li> <li>2 所内会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉センター所長が構成員を招集 (構成員不在時には予め定めた代替職員が対応)</li> <li>・必要な情報が記載された資料等の準備</li> <li>・会議により、職員の参集状況等の情報を共有し今後の方針を決定</li> <li>・会議結果の取りまとめ、所内での情報共有</li> </ul> </li> <li>3 連絡体制 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集等の一元化 総合調整班⇔調整本部事務局</li> <li>(2) 定時の情報交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部事務局の指定の時間に被害情報等を報告</li> <li>※被害が甚大な場合等緊急を要する場合には速やかに報告</li> <li>→E M I Sにより把握できない情報について様式2-1号により調整本部事務局に報告</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4 活動指示の一元化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部事務局からの指示に基づく要請等を所内各班に伝達</li> </ul> </li> <li>5 市町支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の被災状況(被災状況、職員対応状況等)を確認</li> <li>・管内市町へ保健医療福祉活動チーム等の応援派遣が必要と判断した場合に、調整本部事務局へ調整を依頼</li> </ul> </li> <li>6 必要物資の調達 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、調整本部事務局に必要物資の調達や予算措置を要請</li> </ul> </li> <li>7 災害時に被災した地域の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること</li> <li>8 災害及び被害状況等に関する情報の収集及び調整本部事務局への報告</li> <li>9 関係市町及び医療圏内の関係機関等との連絡調整</li> <li>10 地域災害医療対策会議の開催</li> <li>11 調整本部事務局との連絡調整</li> <li>12 その他医療圏別本部長が必要と認める業務</li> </ol> <p>※24時間体制のため交代要員の確保が必要</p>
<p>フェーズ2 (72時間～7日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的、また必要に応じ、地域の現状や対応等について調整本部事務局に報告</li> <li>・管内関係機関に必要な情報を提供</li> </ul> </li> </ol>

時 系 区 分	対 応 事 項
フェーズ3・4 (8日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡体制             <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的、また必要に応じ、地域の現状や対応等について調整本部事務局に報告</li> <li>・管内関係機関に必要な情報を提供</li> </ul> </li>   <li>2 広報活動             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報内容                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の被災状況、保健衛生に関する事項、医療機関の診療情報、各種相談に対する窓口紹介 等</li> </ul> </li> <li>(2) 広報媒体                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 各健康福祉センターが主体となる媒体                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各健康福祉センターホームページ、保健衛生に関する情報を記載したリーフレット 等</li> </ul> </li> <li>イ 調整本部事務局ほか各班や県災害対策本部等への広報依頼                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等に広く周知する必要がある事項について県ホームページへの掲載等を依頼</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

(3) 総務班

時 系 区 分	対 応 事 項
フェーズ0・1 (発災～72時間)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害対策活動の庶務<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 交通事情の把握<ul style="list-style-type: none"><li>・各健康福祉センターが所属する災害対策支部（県土整備班）や報道機関防災情報システム等から道路や公共交通機関の情報を集約</li></ul></li><li>(2) 車両の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・健康福祉センター所有車両の状況確認</li><li>・必要な車両が不足する場合には調整本部事務局に要請</li></ul></li><li>(3) 緊急通行車両の確認申請<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急通行車両の確認申請を所属する災害対策支部の支部長に提出</li></ul></li></ol></li><li>2 災害対策に必要な物資の配付、調達<ul style="list-style-type: none"><li>・各班に必要な物資を配付</li><li>・物資が不足する場合には必要数（見込み含む）を確認し、調達</li></ul></li><li>3 総務班以外の業務支援</li></ol>
フェーズ2 (72時間～7日)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 交通状況の把握及び車両の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・管内の道路や公共交通機関の情報を集約</li><li>・車両が不足する場合に調整本部事務局へ要請</li><li>・緊急通行車両の確認申請</li></ul></li><li>2 災害対策に必要な物資の配付、調達<ul style="list-style-type: none"><li>・各班からの要請に応じた資材等の確保</li></ul></li><li>3 総務班以外の業務支援</li></ol>
フェーズ3・4 (8日～)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 交通事情の把握<ul style="list-style-type: none"><li>・管内の道路や公共交通機関等の復旧状態を把握</li></ul></li><li>2 資材の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・各班からの要請に応じた資材等の確保</li></ul></li></ol>

(4) 医療救護支援班

時 系 区 分	対 応 事 項
<p>フェーズ0・1 (発災～72時間)</p>	<p>1 医療機関の被害状況、診療状況の把握            ・ E M I Sにより状況（医療の需要、医療機関の被災状況）把握            ・ 郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会等に会員の被災状況を確認            ・ 必要に応じ医療機関に直接電話、現地確認等を実施            ・ 透析医療機関に透析患者の安否、被災状況、透析の可否等を確認            → 調整本部事務局に報告            （E M I Sによる報告を優先し、E M I Sにより把握できない情報について様式2-1号により報告）</p> <p>2 避難所・救護所の設置状況の把握            ・ E M I Sにより状況（避難所や救護所の開設状況や避難者数等）            ・ 必要に応じ市町に電話、現地確認等を実施            → 調整本部事務局に報告            （E M I Sによる報告を優先し、E M I Sにより把握できない情報について様式3号により報告）</p> <p>3 地域災害医療コーディネートチーム（地域の医師会、災害拠点病院等の地域中核病院及び保健医療福祉関係団体等の医療関係者、統括 DMAT 等）と市町、関係機関との連絡調整</p> <p>4 医薬品、医療資器材等の確保及び供給            ・ 市町又は被災医療機関等から医薬品等供給の要請があった場合には、調整本部事務局を経由し薬務班に報告</p> <p>5 市町が実施する医療救護活動に対する支援            (1) 市町への医療機関情報を提供            ・ E M I Sやその他のルート等で収集した情報を提供            (2) 市町が設置する救護所の設置・運営等の支援            ・ 郡市医師会等の医療救護班と連携した医療救護支援班の派遣・調整            （必要に応じ調整本部医療政策班と協議）            ・ 医薬品、医療資器材等の調達等の支援            （必要に応じ調整本部薬務班と調整）</p>
<p>フェーズ2 (72時間～7日)</p>	<p>1 医療提供体制の復旧状況の把握、支援            ・ 地域の医療提供体制の復旧状況を把握            ・ 医療機関等との情報交換を通じ課題の把握やニーズの分析            ・ 医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保を支援</p>
<p>フェーズ3・4 (8日～)</p>	<p>1 医療提供体制の復旧状況の把握、支援            ・ 医療提供体制の現状を医療機関に確認</p>

(5) 保健福祉活動班

時 系 区 分	対 応 事 項
<p>フェーズ0・1 (発災～72時間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）精神障害者及び生活保護受給者等のうち健康福祉センターが支援対象とする災害時要配慮者の状況把握、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性を考慮し危険地区や停電地区の居住者等に優先的対応</li> <li>・必要に応じ危険地区からの避難、負傷者の応急手当、医療機関への搬送調整</li> </ul> </li> <li>2 管内の施設の状況把握、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部各班から依頼があった際には、社会福祉施設等の利用者及び建物の状況を把握</li> <li>・電話の不通等により状況確認ができない場合には、必要に応じて現地確認又は市町や消防署等に協力依頼</li> <li>・他施設への移動が必要な者がいた場合には調整本部各班と調整</li> </ul> </li> <li>3 市町の状況把握、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町からの支援要請があった場合に、避難所等における避難住民の健康・栄養状態の把握・確認</li> <li>・避難所の衛生・栄養補給・食物アレルギー等の特殊栄養食品利用者状況の確認等ニーズに応じた調達支援</li> <li>・福祉避難所への待避者を把握</li> <li>・他の施設への移動が望ましい被災者がいる場合、関係機関と調整</li> </ul> </li> </ol>
<p>フェーズ2 (72時間～7日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）、精神障害者及び生活保護受給者等の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉センターが支援対象とする災害時要配慮者のうちフェーズ0・1に確認が取れなかった者の状況把握</li> <li>・被災状況の変化等を踏まえ既に確認済の対象者に対しても必要に応じ生活状況の再確認</li> </ul> </li> <li>2 被災者のニーズに応じた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ医療機関への搬送支援や自宅にとどまる者に対し避難所への誘導</li> <li>・必要に応じ保健福祉相談を実施 郡市医師会等関係機関と適宜連絡調整</li> <li>・こころのケアの対応 精神保健福祉センターやD P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team ▶ 災害派遣精神医療チーム）と適宜連絡調整</li> <li>・生活不活発病やエコノミークラス症候群の予防対策</li> <li>・食事に配慮が必要な人（食物アレルギー、慢性疾患患者、乳幼児、妊産婦、高齢者等）の食事内容の把握、特殊栄養食品等の確保等の支援</li> </ul> </li> <li>3 管内の施設の状況把握、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部各班から依頼があった際には、社会福祉施設等の利用者及び建物の状況を把握</li> <li>・電話の不通等により状況確認ができない場合には、必要に応じて現地確認又は市町や消防署等に協力依頼</li> <li>・他施設への移動が必要な者がいた場合など必要に応じ調整本部各班と調整</li> </ul> </li> <li>4 市町の状況把握、支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町からの支援要請があった場合には、避難所等における被災者の健康及び栄養状態の確認、避難所の衛生状況の確認、食事・炊き出し等の献立内容の確認等ニーズに応じた支援を実施 【感染症対策・生活衛生班と適宜調整】</li> </ul> </li> <li>5 避難所支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所や被災地区の巡回指導等により住民の健康状態を把握</li> </ul> </li> </ol>

時 系 区 分	対 応 事 項
フェーズ3・4 (8日～)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の重症難病患者（在宅人工呼吸器装着患者等）精神障害者及び生活保護受給者等について被災状況の変化等を踏まえ必要に応じ生活状況を再確認</li>   <li>2 被災者のニーズに応じた支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者や体調不良者に対し必要に応じて医療機関への受診案内、搬送支援</li> <li>・必要に応じ保健福祉相談を実施                郡市医師会等関係機関と適宜連絡調整</li> <li>・こころのケアの対応                精神保健福祉センターやD P A Tと適宜連絡調整</li> <li>・生活不活発病やエコノミークラス症候群の予防対策</li> <li>・必要に応じ市町と連携した避難所等における巡回栄養相談を実施</li> <li>・食事に配慮が必要な人（食物アレルギー、慢性疾患患者、乳幼児、妊産婦、高齢者等）の食事内容の把握、特殊栄養食品等の確保等の支援</li> <li>・提供された宿泊施設、市町営住宅、仮設住宅入居者への支援</li> <li>・巡回指導等により健康状態を把握し、必要な支援の実施</li> </ul> </li>   <li>3 管内の施設の状況把握、支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部各班から依頼があった際には、社会福祉施設等の利用者及び建物の状況を把握</li> <li>・電話の不通等により状況確認ができない場合には、必要に応じて現地確認又は市町や消防署等に協力依頼</li> <li>・他施設への移動が必要な入所者がいた場合等必要に応じ調整本部各班と調整</li> </ul> </li>   <li>4 市町の状況把握、支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内市町からの支援要請があった場合には、避難所等における被災者の健康及び栄養状態の確認、避難所の衛生状況の確認、食事・炊き出し等の献立内容の確認等ニーズに応じた支援を実施  <b>【感染症対策・生活衛生班と適宜調整】</b></li> </ul> </li>   <li>5 栄養アセスメント（避難所食事状況調査の実施取りまとめ）及び報告             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活の長期化を視野に入れ、各避難所等の栄養状態の実態把握を行うとともに、栄養状態の改善に必要な対応の実施及び県への報告</li> </ul> </li> </ol>

(6) 感染症対策・生活衛生班

ア 感染症対策

時 系 区 分	対 応 事 項
<p>フェーズ0・1 (発災～72時間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の健康状態の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の疑いがある者の情報を把握 【医療救護支援班、保健福祉活動班等から適宜情報収集】</li> <li>・必要に応じ、避難所や被災地区を巡回してリーフレット等による感染症予防を周知</li> </ul> </li> <li>2 一般家庭等の被災状況の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・床上、床下浸水等の被害状況を把握 【総合調整班から適宜情報収集】</li> </ul> </li> </ol>
<p>フェーズ2 (72時間～7日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の健康状態の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生及びその疑いがある者の情報を把握、必要な調査や指導の実施 【医療救護支援班、保健福祉活動班等から適宜情報収集】</li> </ul> </li> <li>2 管内の市町、郡市医師会等関係機関との感染症予防対策に関する連絡調整</li> <li>3 管内の感染症指定医療機関の状況把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、患者受入体制 等 【医療救護支援班・保健福祉活動班等から適宜情報収集】</li> </ul> </li> <li>4 防疫活動           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家屋などの消毒活動は市町業務として実施されるが、被災状況により市町が対応できない場合には、市町からの要請に応じ、健康福祉センターが防疫活動を実施 ただし、栃木県と栃木県ペストコントロール協会にて「大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書」を締結(令和2年6月1日、令和3年4月1日改訂)しているため、市町には防疫活動の活用を案内</li> <li>(2) 被災市町の防疫活動(消毒実施)状況把握及び調整本部への報告</li> </ol> </li> <li>5 感染症発生時の対応           <p>感染症の患者が発生あるいは発生するおそれがある場合には、「栃木県感染症対応マニュアル」(感染症対策課)等に基づき対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 患者対応(医療機関の確保)</li> <li>(2) 防疫対策の実施(消毒・保健指導等)</li> <li>(3) 疫学調査の実施</li> <li>(4) 検査体制の確保・検査の実施</li> <li>(5) 資材(作業着・マスク・軍手・長靴・ゴム手袋等)の確保</li> </ol> </li> <li>6 避難所等における指導 ※生活衛生対策としても適宜実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のための普及啓発として、消毒や手洗いの励行等についてリーフレット配付等による広報や防疫指導を実施(必要に応じ巡回により指導)</li> <li>・実施結果及び今後の予定を総合調整班に報告 → 総合調整班から調整本部事務局経由により健康増進班に報告 【保健福祉活動班との連携に配慮】</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食生活               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が食品由来感染症に罹患することがないように、食品の保管方法、炊き出しの仕方等について指導</li> </ul> </li> <li>(2) 生活環境               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が感染症に罹患することがないように、トイレの使用法や消毒法、室内清掃、衛生害虫(発生動向の予測等)・ねずみ等の駆除等について指導</li> <li>・飲用水の安全確保のための指導</li> </ul> </li> <li>(3) 健康管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回指導等により被災地住民の健康状態を調査</li> <li>・感染症の疑いのある者の発見</li> <li>・呼吸器系疾患、破傷風等外傷その他の疾病についても指導</li> <li>・必要な場合には医療機関の受診を調整</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

時 系 区 分	対 応 事 項
フェーズ3・4 (8日～)	1 避難所等における指導 ・避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のための普及啓発として、消毒や手洗いの励行等についてリーフレット配付等による広報や防疫指導を実施（必要に応じ巡回により指導）

イ 生活衛生対策

時 系 区 分	対 応 事 項
<p>フェーズ0・1 (発災～72時間)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所、被災住民に対する衛生指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等の食品管理等の状況を把握</li> <li>・避難所、被災地区におけるリーフレット配付等による衛生対策の実施 (必要に応じ巡回により指導)</li> </ul> </li> <li>2 食品関係施設の被害状況の把握・指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や関係団体との連携による避難所、食品集積・配給所、炊き出し場所、臨時調理施設、弁当調製施設等の被災状況の確認、把握</li> <li>・(公社)栃木県食品衛生協会と連携し、被害・稼働状況に応じ調理施設の衛生管理及び食品の衛生的取扱いについて指導、助言</li> </ul> </li> </ol>
<p>フェーズ2 (72時間～7日)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の見直し 被災地の復旧状況に応じ、総合調整班の調整のもと活動体制を見直し (1)監視体制の見直し (2)検査体制の見直し</li> <li>2 避難所、被災住民に対する衛生指導 巡回指導に際して、総合調整班の調整のもと、保健福祉活動班と一体的な活動を行えるよう情報共有等の連携を図りながら、引き続き必要な衛生対策を実施 (1)適切な手洗い消毒の励行 (2)備蓄食についての品質、賞味期限、保存状態等の確認 (3)配布された弁当等についての品質・表示事項の確認 (4)使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒 (5)食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保 (6)避難所における動物飼育状況の把握及び必要な指導、助言等 (7)その他必要な衛生指導、助言等</li> <li>3 食品関係施設の被害状況の把握・指導 引き続き被災者等への食品の安全性確保を図るため、フェーズ0・1の活動を継続</li> </ol>
<p>フェーズ3・4 (8日～)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所、被災住民に対する衛生指導 巡回指導に際して、総合調整班の調整のもと、保健福祉活動班と一体的な活動を行えるよう情報共有等の連携を図り、引き続き衛生対策を実施 (1)食中毒発生予防のため、適切な食品の保管方法や炊き出しの方法等について指導 (2)トイレの適切な使用方法や消毒方法、室内清掃、衛生害虫・ねずみ等の防除等についての指導、助言 (3)避難所における動物飼育状況の把握及び必要な指導、助言等 (4)その他必要な衛生指導、助言等</li> <li>2 避難所等における飲料水としての供給水の検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲用井戸を利用している場合には省略検査項目についての水質検査を確認し、必要時、可能であれば受検するよう指導</li> </ul> </li> <li>3 飲用井戸等の検査、消毒指導 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲用井戸を利用している施設や家庭の飲料水について、省略項目の水質検査に対応できるように検体の受入体制を整備</li> <li>・検査容器の確保、配付</li> <li>・検体の回収</li> <li>・検査実施機関の調整</li> </ul> </li> <li>(2)消毒指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲用井戸利用の家庭等に対し、井戸水の消毒を指導</li> </ul> </li> <li>(3)資材の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・残留塩素測定器、温度計等必要な資材の確保を総務班に依頼</li> <li>・緊急を要する場合には被災地以外の健康福祉センターに資材の持参を依頼</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

時 系 区 分	対 応 事 項
フェーズ3・4 (8日～)	4 水質検査奨励の広報 ・ 飲用井戸の設置者及び受水槽使用施設の設置者に対し、施設の点検、水質検査の実施を勧める広報を実施  5 火葬場の被害、火葬状況把握 ・ 火葬場の管理者等から被害、稼働状況等の情報収集を実施  6 資材の確保 ・ 再度、資材の必要数を確認し、不足が生じる場合は総務班に必要数の確保を要請

## 5 被害情報等の報告・共有

### (1) 情報収集

健康福祉センターの被害状況把握・収集の対象となる医療機関、市町等の施設は P. 86 の別表を参照する。

### (2) 報告手段

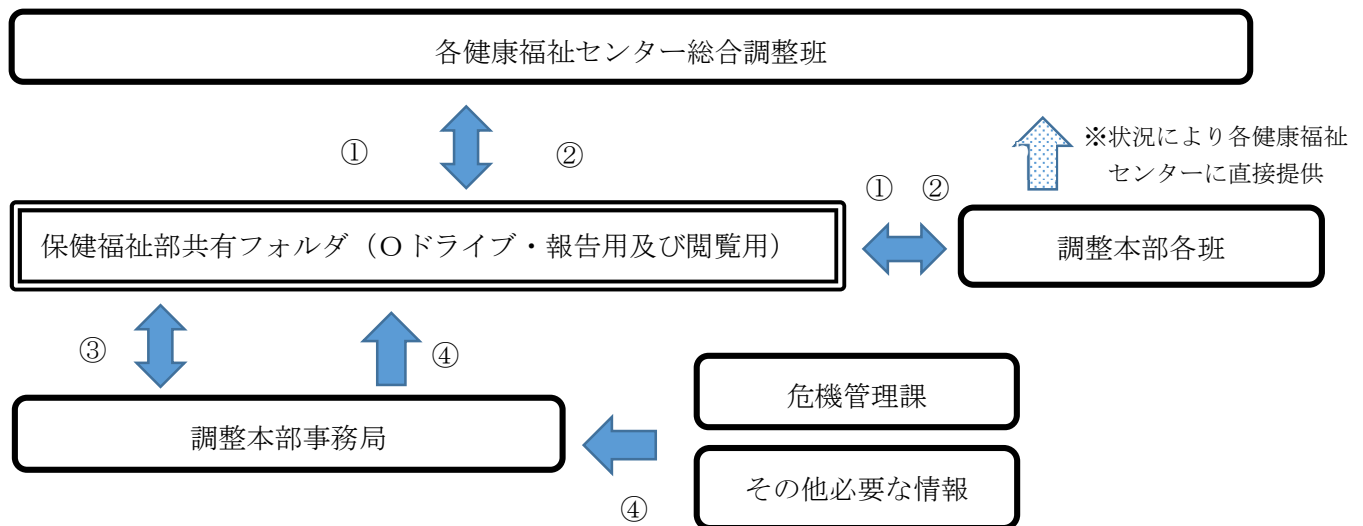
保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・報告用）に報告様式（電子データ）を格納する。

※上記手段を用いることができない場合には F A X、電話、防災無線電話等を適宜活用する。

健康福祉センターの庁舎被害・通信手段状況は「保健所現状報告システム」により、職員参集状況は共有エクセルファイル「職員安否確認シート」により報告を行う（P. 87 の別記を参照）。インターネット等が使用できない場合は「庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書」（様式 1 号）を使用する。

非常配備体制においては、E M I S による報告を優先する。

衛星携帯電話については、管内に警戒体制又は非常配備体制が発表された時点において稼働する。



- ①各所属において把握した被害情報等を保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・報告用）に格納
- ②被害情報等を適宜確認
- ③被害情報等を調整本部事務局において集約の上、保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・閲覧用）に格納
- ④危機管理課から提供された被害情報等やその他必要な情報を調整本部事務局において保健福祉部共有フォルダ（Oドライブ・閲覧用）に格納

※上記手段を用いることができない場合には F A X、電話、防災無線電話等を適宜活用

※状況により調整本部各班から各健康福祉センターに直接提供

(別表) 健康福祉センターの被害状況把握・収集の対象となる医療機関、市町等の施設

対 象 施 設	所管課 (参考)
1 健康福祉センター 2 市町保健センター、市町福祉センター	保 健 福 祉 課
3 医療機関 (精神科病院、国民健康保険直営診療施設を除く) ----- (うち精神科病院 (総合病院を除く)) ----- (うち国民健康保険直営診療施設)	医 療 政 策 課 ----- 障 害 福 祉 課 ----- 国 保 医 療 課
4 薬局 5 医薬品卸売販売業者 6 毒劇物営業者、要届出業務上取扱者	医 薬 ・ 生 活 衛 生 課
以下は、調整本部各班から依頼があった際に、被害状況を確認する ----- 社会福祉施設等が通信不能な場合や、調整本部各班で情報収集しきれない場合は、 調整本部各班から、各健康福祉センター宛てに現地での状況確認を依頼。 -----	
7 生活保護関係施設 (救護施設、授産施設、無料低額宿泊所)	保 健 福 祉 課
8 高齢者関係施設 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、老人短期入所 施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知証対応型共同生活介護事業所、 複合型サービス福祉事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住 宅)	高 齢 対 策 課
9 障害児者関係施設 (障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生 活援助、短期入所、療養介護)	障 害 福 祉 課
10 児童関係施設等 (保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、へき地保育所、地域子 育て支援拠点、放課後児童健全育成事業所、助産施設、乳児院、母子生活 支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自 立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人保護施設※、婦人 相談所一時保護施設※、児童相談所一時保護施設)	こ ども 政 策 課 ----- ※人権・青少年男女参画課

- 1 災害復旧国庫補助金に係る事務を行う場合に被災状況の把握・収集が必要となる施設。
- 2 対象施設については、「社会福祉施設等要覧」(指導監査課作成)を適宜参照のこと。
- 3 宇都宮市に所在する施設は、対象から除くものとする。

(別記) 健康福祉センターの庁舎被害・職員参集・通信手段状況の報告方法について

健康福祉センターの庁舎被害・通信手段状況は「保健所現状報告システム（アセスメント登録用）」により報告を行い、「保健所現状報告システム（閲覧用）」により情報共有する。

職員参集状況は共有エクセルファイル「職員安否確認シート」により報告及び情報共有を行う。インターネット等が使用できない場合は「庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書」（様式1号）を使用することで報告を行う。

保健所現状報告システム（アセスメント登録用）	保健所現状報告システム（閲覧用）
 <p data-bbox="284 896 646 929"><a href="https://survey.kmnit.jp/">https://survey.kmnit.jp/</a></p>	 <p data-bbox="933 896 1252 929"><a href="https://www.kmnit.jp/">https://www.kmnit.jp/</a></p>
<p>①「アセスメント登録」をタップ</p> <p>②災害名を選択（災害名が出てこない場合は「災害コード未発行時利用」を使用）</p> <p>③入力する保健所を検索し選択</p> <p>④各項目を入力し、画面下の保存をタップ</p> <p>⑤入力した情報の雲マークをタップ</p> <p>⑥災害コードを半角数字5桁で入力してOKをタップするとシステムに情報が送信される（「災害コード未発行時利用」の場合は「00000」を入力）</p>	<p>①各所属のID・パスワードでログイン</p> <p>②「保健所現状報告システム」を選択</p> <p>③閲覧画面になるので、閲覧する「災害コード」をプルダウンで選択</p> <p>④最新の入力内容が一覧で表示される</p> <p>⑤単一の保健所をクリックすると、入力履歴を確認することが可能</p> <p>⑥「DATA DOWNLOAD」をクリックすると、Excelデータのエクспортが可能</p>

共有エクセルファイル「職員安否確認シート」																																																																																																																							
<p><a href="https://x.gd/4ITWP">https://x.gd/4ITWP</a> ※マロニエ端末以外はアクセス不可</p>																																																																																																																							
<p>【総職員数】：参集対象とならない職員（出張・休暇等）も含んだ総職員数を入力すること</p>																																																																																																																							
<p>【不明】：安否の確認が取れていない職員の数を入力すること</p>																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 1668 406 1702">A</th> <th data-bbox="406 1668 534 1702">B</th> <th data-bbox="534 1668 702 1702">C</th> <th data-bbox="702 1668 805 1702">D</th> <th data-bbox="805 1668 909 1702">E</th> <th data-bbox="909 1668 1013 1702">F</th> <th data-bbox="1013 1668 1117 1702">G</th> <th data-bbox="1117 1668 1220 1702">H</th> <th data-bbox="1220 1668 1332 1702">I</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="231 1702 406 1736">訓練用</td> <td colspan="7" data-bbox="646 1702 853 1736">職員安否確認シート（一覧）</td> <td data-bbox="1276 1702 1332 1736">資料4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1736 406 1769">入力例</td> <td data-bbox="406 1736 534 1769">〇〇総括課長補佐</td> <td data-bbox="534 1736 702 1769">2023/7/18 10:25</td> <td data-bbox="702 1736 805 1769">38</td> <td data-bbox="805 1736 909 1769">44</td> <td data-bbox="909 1736 1013 1769">0</td> <td data-bbox="1013 1736 1117 1769">0</td> <td data-bbox="1117 1736 1220 1769">0</td> <td data-bbox="1220 1736 1332 1769">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1769 406 1803">保健福祉課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1803 406 1836">県西健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1836 406 1870">県東健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1870 406 1904">県南健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1904 406 1937">県北健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1937 406 1971">安定健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1971 406 2004">今市健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 2004 406 2038">栃木健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 2038 406 2072">矢板健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 2072 406 2105">烏山健康福祉センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A	B	C	D	E	F	G	H	I	訓練用		職員安否確認シート（一覧）							資料4	入力例	〇〇総括課長補佐	2023/7/18 10:25	38	44	0	0	0	2	保健福祉課									県西健康福祉センター									県東健康福祉センター									県南健康福祉センター									県北健康福祉センター									安定健康福祉センター									今市健康福祉センター									栃木健康福祉センター									矢板健康福祉センター									烏山健康福祉センター								
A	B	C	D	E	F	G	H	I																																																																																																															
訓練用		職員安否確認シート（一覧）							資料4																																																																																																														
入力例	〇〇総括課長補佐	2023/7/18 10:25	38	44	0	0	0	2																																																																																																															
保健福祉課																																																																																																																							
県西健康福祉センター																																																																																																																							
県東健康福祉センター																																																																																																																							
県南健康福祉センター																																																																																																																							
県北健康福祉センター																																																																																																																							
安定健康福祉センター																																																																																																																							
今市健康福祉センター																																																																																																																							
栃木健康福祉センター																																																																																																																							
矢板健康福祉センター																																																																																																																							
烏山健康福祉センター																																																																																																																							

(様式1号)

## 庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書（第 回）

【各健康福祉センター → 保健医療福祉調整本部事務局】

記入日 令和 年 月 日		健康福祉センター		
記入時間 時 分		記入者：		
施設内の被害状況 (該当項目に○)	倒壊の恐れ 床上浸水	いいえ いいえ	はい はい	不明 不明
ライフライン (該当項目に○)	電 気 水 道 ガ ス	使える 使える 使える	使えない 使えない 使えない	不明 不明 不明
通信手段 (該当項目に○)	固定電話 携帯電話 衛星電話 F A X L G W A N 通信（一般）	使える 使える 使える 使える 使える	使えない 使えない 使えない 使えない 使えない	不明 不明 不明 不明 不明
勤務環境の状況 (該当項目に○)	庁舎の使用	使える	使えない	不明
職員の状況 (該当項目に○)	職員の不足	いいえ	はい	不明
食料・飲料水の状況 (該当項目に○)	食料・飲料水の 不 足	いいえ	はい	不明
職員の参集状況	参集職員数 _____ 名（総職員数 _____ 名）			
職員の被害状況	死者 _____ 名 負傷者 _____ 名（うち重症者 _____ 名） 不明 _____ 名			
自由記載欄				









避難所及び救護所状況報告書【各健康福祉センター → 保健医療福祉調整本部事務局】

(様式3号)

報告日時: 月 日 時現在

※EMISによる報告を優先し、EMISにより把握できない情報について本様式により報告すること。

1 避難所状況

所属・担当者名: 健康福祉センター

No.	施設名	所在地	電話番号		受入開始時刻	受入可能人数	現在受入人数	うち要配慮数				必要物資 (品名、必要数等)	保健師等の 巡回状況	飲料水の 状況	食事の 状況	寝具の 状況	必要な支援	
			FAX番号					高齢者	障害者	乳幼児	妊産婦							その他 ( )
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

2 救護所状況

No.	施設名	所在地	電話番号		設置日時	収容可能人数	負傷者 受入数	医療救護班の活動状況	必要物資 (医薬品・衛生材料名、必要数等)	後方病院への搬送状況 (病院名、人数等)	必要な支援
			FAX番号								
1											
2											
3											
4											
5											

※必要に応じ適宜記載欄を追記すること。

各健康福祉センター・保健福祉部内各課における災害時連絡員の報告について

所属名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

優先 順位	役 職	氏 名	居住市町名	連絡先(勤務時間内)
				連絡先(勤務時間外)
1				
2				
3				

※毎年度4月5日までに保健福祉課に報告すること。(年度途中に変更があった場合には速やかに報告すること。)